

**EU のオンラインプラットフォーム  
政策の概要**  
EU デジタル政策の最新動向（第 3 回）

2023 年 2 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部

#### **【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

〈目次〉

はじめに.....	1
I EU のオンラインプラットフォーム政策.....	2
II デジタルサービス法.....	4
1 概要.....	4
2 各章ごとの主要条文の説明.....	6
(1) 第 I 章 全体的な規定.....	6
(2) 第 II 章 仲介サービス事業者の責任.....	8
(3) 第 III 章 透明かつ安全なオンライン環境のためのデューディリジェン スの義務.....	9
(4) 第 IV 章 適用、協力、罰則、執行.....	19
(5) 第 V 章 最終規定.....	26
III デジタル市場法.....	28
1 概要.....	28
2 各章ごとの主要条文の説明.....	31
(1) 第 I 章 主題、範囲、定義.....	31
(2) 第 II 章 ゲートキーパー.....	33
(3) 第 III 章 競争を制限するあるいは不公平なゲートキーパーの行為.....	34
(4) 第 IV 章 市場調査.....	40
(5) 第 V 章 調査、執行、監視に関わる権限.....	41
(6) 第 VI 章 最終規定.....	43

## はじめに

欧州委員会は「欧州グリーン・ディール」と並ぶ成長の柱としてデジタル化の推進を掲げ、2020年の「Shaping Europe's digital future」や、2021年の「デジタル・コンパス2030」といった政策文書にて人口知能（AI）の利活用に関する規制の整備やサイバーセキュリティ対策を含む主要な政策方針を示してきた。ジェトロは2021年10月公表の調査レポート「EU デジタル政策の最新概要」にて、これら政策のポイントを概説している。同レポート以降も、関連する重要法案の発表や、EU 理事会（閣僚理事会）および欧州議会での審議の進展による法案成立の動きが進んでいる。そこで、最近の進展の中でも特に注目度の高いデジタル化関連法案などについてまとめ、都度発信していく。第1回では2022年2月に発表された半導体法案を中心としたEUの半導体関連政策、第2回は、EUの産業データ政策について2022年6月に施行されたデータガバナンス法および同2月に発表されたデータ法案を取り上げた（「EU デジタル政策の最新動向（全4回報告）」参照）。第3回となる今回は、2022年11月にそれぞれ施行されたデジタルサービス法案（DSA）およびデジタル市場法案（DMA）を取り上げる。米国大手IT企業などの非常に大規模なオンラインプラットフォームに対する規制として注目される両法の規定内容をまとめた。

本レポートの内容は別途表記がない限り、2023年2月22日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合がある。また、掲載した情報・コメントは執筆者およびジェトロの判断によるが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではない。

2023年2月  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ブリュッセル事務所  
海外調査部 欧州ロシア CIS 課

## 1 EUのオンラインプラットフォーム政策

欧州委員会は、2020年2月に、EUのデジタル政策の方向を示した、「欧州のデジタルの未来を形作る (Shaping Europe's Digital Future)」<sup>1</sup>と題する文書を、EU域内におけるデータの利用を促進するための、「欧州データ戦略 (A European strategy for data)」<sup>2</sup>と同時に発表した。「欧州のデジタルの未来を形作る」の中で、欧州委員会は、一連のデジタルサービス法案 (Digital Services Act package) を2020年第4四半期に提案することを予告した。欧州委員会は、予定通り、2020年12月に、デジタルサービス規則案<sup>3</sup>とデジタル市場規則案<sup>4</sup>を提案した。両規則案は、欧州議会、理事会における審議を経て、採択の後、それぞれ、2022年10月19日と、2022年9月14日に、正式に採択された。

「デジタルサービスのための単一市場に関わる欧州議会理事会規則 (デジタルサービス法)」<sup>5</sup> (以下、デジタルサービス法) と「競争が可能で公正なデジタル分野の市場に関わる欧州議会理事会規則 (デジタル市場法)」<sup>6</sup> (以下、デジタル市場法) は、EU法上の「規則」(regulation) であるため、採択された法律は、EU各加盟国の国内法に移し替えられる必要はなく、それぞれの規則で定められた日から、直接、全EU加盟国で適用される。

デジタルサービス法の適用開始日は、2024年2月17日であるが、「非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者」の監督に関わる部分は、前倒しで適用され、2022年11月16日に適用が開始されている。

デジタル市場法の適用開始日は、2023年5月2日であるが、施行ルールやガイドラインの採択などの準備作業に関しては、2022年11月1日から適用が開始されている。

デジタルサービス法は、2000年に採択された電子商取引指令<sup>7</sup>を、それ以来の技術、サービスの発展に適合させるため、ソーシャルメディアやオンライン市場などのオンライン仲介サービス事業者の、違法コンテンツ対策とコンテンツモデレーションなどに関する責任と義務を更新した。すべての仲介サービス事業者に適用される水平法であるが、提供するサービスの内容によって責任と義務が変わるだけでなく、「非常に大規模なオンライ

<sup>1</sup> COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS Shaping Europe's digital future COM/2020/67 final, 19 February 2020, European Commission

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52020DC0067&qid=1667916470278>

<sup>2</sup> COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS A European strategy for data COM/2020/66 final, 19 February 2020, European Commission

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52020DC0066&qid=1660744933178>

<sup>3</sup> Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on a Single Market For Digital Services (Digital Services Act) and amending Directive 2000/31/EC, COM/2020/825 final

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52020PC0825&qid=1667919522094>

<sup>4</sup> Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on contestable and fair markets in the digital sector (Digital Markets Act) COM/2020/842 final

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52020PC0842&qid=1667919602941>

<sup>5</sup> Regulation (EU) 2022/2065 of the European Parliament and of the Council of 19 October 2022 on a Single Market For Digital Services and amending Directive 2000/31/EC (Digital Services Act) (Text with EEA relevance)

<http://data.europa.eu/eli/reg/2022/2065/oj>

<sup>6</sup> Regulation (EU) 2022/1925 of the European Parliament and of the Council of 14 September 2022 on contestable and fair markets in the digital sector and amending Directives (EU) 2019/1937 and (EU) 2020/1828 (Digital Markets Act) (Text with EEA relevance) <http://data.europa.eu/eli/reg/2022/1925/oj>

<sup>7</sup> Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market ('Directive on electronic commerce') <http://data.europa.eu/eli/dir/2000/31/oj>

ンプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者」については、特に強化された規制ルールを課しており、該当する事業者の監督は EU レベルで行われる。

デジタル市場法は、「ゲートキーパー」として指定される大規模で確立された主要プラットフォームサービスの義務、禁止事項などを定めている。従来、違反が発生したのちに、調査、訴追を行う必要があった EU 競争法の制度を補完し、事前に規制を行うことを可能にしている。

デジタルサービス法で最も厳しい規制の対象となる「非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者」の基準は、EU 域内における月間平均実質利用者数 4,500 万人以上で、デジタル市場法による規制が適用される「ゲートキーパー」の 3 基準のうち 1 基準を満たしたと見なされる基準（EU 域内における月間実質エンドユーザー数 4,500 万人以上、年間ビジネスユーザー数 1 万社以上）と重なっているため、「非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者」と「ゲートキーパー」は重なる可能性が高い。両方の対象となる企業には、グーグル、アマゾン、アップル、メタ（旧フェイスブック）、マイクロソフトなどの米国大手 IT 企業が含まれると予想されており、EU が両法で、これらの企業に対する規制を強く意識していることがうかがえる。

これらの大手 IT 企業は、従来から個別の企業に対する EU の規制の対象となっており、デジタルサービス法、デジタル市場法によって法制化された規制のかなりの部分は、これまで EU が個別企業に対して求めてきた対策の制度化である。このため、これらの大手 IT 企業は、規制対応で最先端を行くと推測される。

デジタルサービス法、デジタル市場法の規制は、細かく多岐に及ぶが、多くは、規制当局だけでなく、ビジネスユーザー、エンドユーザーから見て、あるべき姿に近いとも言える。業界の中心的企業が規制対象となり対策を導入することで、ビジネスユーザー、エンドユーザーの期待値は上昇すると考えられ、その結果、両法の規制の対象ではない EU 域外の市場においても、規制の内容に商慣行を合わせたり、EU 域外の国の当局が、類似の規制を導入したりすることで、両法による規制の内容が、世界各地に広まって行く可能性があると言える。

なお、本レポートは、上述の通り、デジタルサービス法およびデジタル市場法がすでに施行されていることから、両法の詳細について日本語で提供すべく、条文ごとに重要な点を要約したものである。両法の背景や目的などのより一般的な内容の概要に関しては、欧州委員会の提案に基づく記述であるものの、ジェトロが 2021 年 10 月公表に調査レポート「[EU デジタル政策の最新概要](#)」の該当箇所（32 ページから 42 ページ）も参照のこと。

## II デジタルサービス法

### 1 概要

デジタルサービス法は、事業者の設立地にかかわらず、EU 域内のサービス利用者に対して提供されるオンライン仲介サービスに適用される。(第 2 条)

第 II 章では、仲介サービス事業者の違法コンテンツに関わる責任を条件付きで免除する枠組みを定めている。提供するサービスの種類により、免除の枠組みが異なる。

- 通信サービスを提供しているだけの場合には、原則として責任が免除される。(第 4 条)
- オンライン市場や、ソーシャルネットワークサービスなど、情報の保存を含むサービスを提供している場合、違法コンテンツを、監視したり、積極的な調査を行なって排除したりする一般的な義務は課されないが、責任免除の条件として、違法性を認識した時点で、削除、無効化することが求められる。(第 6 条、第 8 条)

第 III 章では、サービス利用者によって提供された違法コンテンツ、または利用規約に適合しない情報に対処することを目的とする、コンテンツモデレーションに関する義務などが定められている。どのようなサービスを提供しているかによって、義務が追加されて行く仕組みになっている。

すべての仲介サービス事業者に、次の義務が課される。

- 仲介サービス事業者は、EU および加盟国当局、利用者のための連絡先を設置する。(第 11 条、第 12 条)
- EU 域内でサービスを提供するが、EU 域内に拠点を持たない仲介サービス事業者は、EU における法定代理人 (legal representative) を任命しなければならない。(第 13 条)
- サービスの利用に課す制限を利用規約の中を含めなければならない。(第 14 条)
- 少なくとも年 1 回、実施されたコンテンツモデレーションに関する報告書を作成し公開しなければならない。(第 15 条)

オンラインプラットフォームを含む、ホスティングサービス (利用者の情報の保存を行うサービス) 事業者には、次の義務が追加して課される。

- ホスティングサービス事業者は、一般の個人・団体からのホスティングサービス事業者に対する違法コンテンツに関する通知を可能にする制度と通知後の同事業者による違法コンテンツへの対応制度を導入しなければならない。(第 16 条)
- 人の生命、安全への脅威を伴う犯罪の可能性のある情報を認識した場合、加盟国当局に通報しなければならない。(第 18 条)

オンラインプラットフォーム事業者には、次の義務が追加して課される。

- オンラインプラットフォーム事業者は、事業者内部に利用者向けの苦情処理制度を設置しなければならない。(第 20 条)
- 第 16 条の対応制度において、信頼できる報告者からの通知に関しては、優先的に対応しなければならない。(第 22 条)
- 第 15 条の報告書に、法廷外紛争解決機関を付された紛争の件数や結果などに加え、6 か月ごとに EU 域内における月間平均利用者数を公表しなければならない。(第 24

条)

- ダークパターンと呼ばれる、サービス利用者を欺いたり操作したりするような方法や、サービス利用者が自由に意思決定を行う能力を著しく歪めたり損なうような方法で、オンラインインターフェイスを設計、編成、運用してはならない。(第 25 条)
- 情報が広告であることを明確に識別できるようにし、人種、民族的出自、政治的意見、宗教・哲学の信念、労組への加入、遺伝子、健康、性的指向など、個人データの特別なカテゴリーを利用したプロファイリングをベースに、広告を提示してはならない。(第 26 条)。
- 利用者が未成年者である場合、その個人データを使用したプロファイリングに基づいて、オンライン広告を提示してはならない。(第 28 条)
- 画面上での表示順序などを決める推奨システムのパラメータを説明し、選択肢がある場合、選択、変更できる機能を提供しなければならない。(第 27 条)

オンライン市場など、消費者と製品、サービスの販売事業者が対面せずに契約締結することが可能な場合、オンラインプラットフォーム事業者には、次の義務が追加して適用される。

- オンラインプラットフォーム事業者は、販売事業者の身元を確認するために、宣伝、販売開始前に、販売事業者の住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、ID のコピー、支払い口座の詳細、商業登記、EU 法を遵守した製品サービスのみを提供する約束の自己証明を取得しなければならない。(第 30 条)
- 販売事業者が義務を遵守できるように、オンラインインターフェイスを設計、編成しなければならない。(第 31 条)
- 違法な製品、サービスが、EU 域内の消費者に提供されたことを認識した場合、その旨を、購入した消費者に通知しなければならない。(第 32 条)

EU 域内における月間平均実質利用者数が 4,500 万人以上の場合、欧州委員会によって、「非常に大規模なオンラインプラットフォームあるいは非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者」として指定され、デジタルサービス法の下で、最も厳しい規制の対象となる。指定された場合には、システムリスクを管理するために、次の義務が追加して適用される。

- アルゴリズムを含む、サービスと関連システムの設計、機能、サービスの利用に起因する EU 域内におけるシステムリスクを評価し、緩和措置を導入しなければならない。システムリスクとは、違法コンテンツの拡散、基本的権利、選挙、公安、性暴力、公衆衛生、未成年者保護への悪影響、個人の健康へ深刻な悪い結果をもたらすことなどを指す。(第 34 条、第 35 条)
- 第 III 章で規定された義務の履行などに関する、独立した監査人による監査を、少なくとも年 1 回受けなければならない。(第 37 条)
- 推奨システムを使用する場合、個人データを使用したプロファイリングに基づかない、推奨システムの選択肢を少なくとも 1 つ提供しなければならない。(第 38 条)
- オンライン広告提示期間および終了後 1 年間は、オンライン広告に関する情報をまとめ、検索可能な形で一般に利用できるようにしなければならない。(第 39 条)

- 加盟国規制当局あるいは欧州委員会からの要求に応じ、データへのアクセスを提供し、推奨システムを含む、アルゴリズムの設計、ロジック、機能、試験について説明しなければならない。また、審査を通った研究者に対し、データへのアクセスを提供しなければならない。(第 40 条)
- 事業運営機能から独立した、法令遵守機能を設置しなければならない。(第 41 条)
- 第 15 条の報告書に、コンテンツモデレーションの実施体制の説明と加盟国ごとの月間平均利用者数を加えなければならない。(第 41 条)
- デジタルサービス法の適切な適用、オンライン広告のバリューチェーンの透明性改善、障がい者のニーズに対応したアクセス改善のための、EU レベルの自主的な行動規範作成を、欧州委員会は奨励、促進する。(第 45 条、第 46 条、第 47 条)

第 IV 章では、規制体制、罰則等について定めている。

- 加盟国においてデジタルサービス法に基づく監督、執行に関するすべての事項に責任を持つ当局を、デジタルサービス調整官とすることを定めている。(第 49 条)
- デジタルサービス調整官の権限として、調査を実施すること、拘束力のある約束を承認すること、違反是正を命ずること、制裁金を課すこと、などを定めている。(第 51 条)
- 非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者に対しては、欧州委員会が本規則の規制を監督、執行する独占的な権限を有することを定めている。(第 56 条)
- 仲介サービス事業者の違反に対する制裁金として、当該事業者の前会計年度の全世界年間売上高の 6% を超えない制裁金を課すことができること、当局からの情報の要請に対し、不正確な情報を提供した場合、不回答の場合、検査忌避の場合など、前会計年度の年間収入あるいは年間全世界売上高の 1% を超えない制裁金を課すことができることを定めている。非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者に対しては、決定に基づく情報提供違反、立入検査忌避、法的拘束力を持つ約束違反などの場合、遵守するまで、1 日あたりの収入あるいは全世界売上高の平均の 5% を超えない金額の履行強制金を、毎日、決定によって指定された日付から賦課することができることを定めている。(第 52 条、第 74 条、第 76 条)

## 2 各章ごとの主要条文の説明

### (1) 第 I 章 全体的な規定

#### 第1条 主題

デジタルサービス法の目的を定めている。すなわち、イノベーションを促進し、消費者保護の原則を含む、EU 基本的権利憲章に明記されている基本的権利が効果的に保護されている、安全で、予測可能で、信頼できるオンライン環境のための、調和されたルールを定めることにより、仲介サービスに関わる域内市場が適切に機能することに貢献すること、としている。

## 第2条 範囲

デジタルサービス法が適用される範囲について定めている。すなわち、仲介サービス事業者の設立地にかかわらず、EU 域内で設立されているか、EU 域内に所在するサービス利用者に対して提供される仲介サービスに適用される。また、仲介サービスを通して提供されていても、仲介サービスでないサービスには適用されないこと、電子商取引指令<sup>8</sup>の適用には影響を与えないこと、オーディオビジュアル・メディアサービス、著作権、消費者保護、製品の安全、個人データ保護等に関する EU 法のルールを変更するものではないこと、などを定めている。

## 第3条 定義（抄）

- サービス利用者 (recipient of the service) : 情報を探したり、情報にアクセスしたりできるようにする目的で、仲介サービスを利用する自然人または法人を意味する。
- EU 域内でサービスを提供する (to offer services in the Union) : 1 以上の加盟国の自然人、法人に対し、EU と実質的なつながりを持つ仲介サービス事業者のサービスを利用できるようにすることを意味する。
- EU との実質的なつながり (substantial connection to the Union) : EU 内に設立されているか、1 以上の加盟国において、人口比でかなりの数のサービス利用者がある、1 以上の加盟国をターゲットとする活動を行っているなどの、特定の事実基準に基づくつながりを意味する。
- 販売事業者 (trader) : 自身の商売、事業、工芸、職業に関連する目的で行動する自然人あるいは法人を意味する。
- 仲介サービス (intermediary service) : 次の情報社会サービスのいずれかを意味する。
  - (i) 「単なる導管 (mere conduit) サービス」 : サービス利用者によって提供される情報の通信ネットワークでの送信、または、通信ネットワークへのアクセスの提供。
  - (ii) 「キャッシングサービス (caching service)」 : サービス利用者によって提供された情報の送信の際に、他のサービス利用者の要求によって行われる、他のサービス利用者への情報の転送の効率化のみを目的に行われる、自動的、中間的、一時的な保存を含む、通信ネットワークでの送信。
  - (iii) 「ホスティングサービス (hosting service)」 : サービス利用者によって提供され、サービス利用者の要求に応じて行われる、情報の保存。
- 違法コンテンツ (illegal content) : それ自体、あるいは製品の販売、サービスの提供を含む活動に関連して、EU 法、または EU 法を遵守している加盟国法を遵守していない情報。
- オンラインプラットフォーム (online platform) : サービス利用者の要求に応じ、情報を保存し、一般に公開する、ホスティングサービス。
- オンライン検索エンジン (online search engine) : 原則として全てのウェブサイト、または特定の言語のすべての Web サイトを検索するために、ユーザーが検索語句を

---

<sup>8</sup> Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market ('Directive on electronic commerce') <http://data.europa.eu/eli/dir/2000/31/oj>

入力でき、要求されたコンテンツに関連する情報を見つけることができる任意のフォーマットで、結果を返す仲介サービス。

- 推奨システム（recommender system）：オンラインプラットフォームで使用される、完全または部分的に自動化された、サービス利用者に対し、オンラインインターフェイスで、特定の情報を示唆、あるいは優先して示すシステム。サービス利用者が開始した検索の結果として、またはその他の方法で表示される情報の、相対的な順序、目立たせ方を決定することを含む。
- コンテンツモデレーション（content moderation）：自動化されているかどうかにかかわらず、サービス利用者によって提供された違法コンテンツまたは利用規約に適合しない情報を検出、特定、対処することを目的とした、仲介サービス事業者によって行われる活動。違法コンテンツまたは利用規約に適合しない情報の、可用性、可視性、アクセシビリティに影響を与える、降格、収益化の停止、アクセスの無効化、削除、あるいはサービス利用者のアカウントの終了や一時停止など、サービス利用者がその情報を提供する能力に影響を与える措置を含む。

## (2) 第II章 仲介サービス事業者の責任

### 第4条 単なる導管

単なる導管サービスを提供している場合、サービス事業者は、次の条件を満たす場合、送信あるいはアクセスされた情報に責任を負わないことを定めている。

- 送信を開始しない。
- 情報の受信者を選択しない。
- 送信される情報を選択、変更しない。

ただし、司法または行政当局が、加盟国の法制度に従って、サービス事業者に違反の終了、防止を求めることは可能である、としている。（第5条、第6条にも同様のただし書きがある。）

### 第5条 キャッシング

キャッシングサービスを提供している場合、サービス事業者は、次の条件を満たす場合、他のサービス利用者の要請に基づく情報の転送を、効率化、安全にすることのみを目的に行われる、その情報の自動的、中間的、一時的な保存について責任を負わないことを定めている。

- 情報を変更しない。
- 情報へのアクセスに関する条件を遵守する。
- 業界で一般的に認知され、使用されている、情報の更新に関するルールを遵守する。
- 情報の使用に関するデータを取得するために、業界で一般的に認知され、使用されている技術の合法的な使用を妨害しない。
- 送信の最初のソースにある情報がネットワークから削除された、またはその情報へのアクセスが無効になった、司法または行政当局がそのような削除や無効化を命じたという事実を実際に知った時点で、保存されている情報へのアクセスを迅速に削除または無効にするために行動する。

## 第6条 ホスティング

ホスティングサービスを提供している場合、サービス事業者は、次の条件を満たす場合、サービス利用者の要請に応じて保存された情報について、責任を負わないことを定めている。

- 違法行為または違法コンテンツについて実際の知識がなく、損害に対する請求に関して、違法行為または違法コンテンツが明らかな事実または状況を認識していない。
- あるいは、そのような知識、認識を得た時点で、違法コンテンツへのアクセスを削除または無効にするために迅速に行動する。

ただし、平均的な消費者が、取引に関わる情報、製品、サービスについて、オンラインプラットフォーム自体によって、あるいはその権限、管理下で行動しているサービス利用者によって提供されていると信じるような場合には、消費者が販売事業者とオンラインで契約を締結することを可能にするオンラインプラットフォームに関する消費者保護法に基づく責任に関して、この規定は適用されない。

## 第7条 任意の自発的な調査と法令遵守

仲介サービス事業者が、善意に基づき任意の自発的な調査を行なったという理由だけで、第4、5、6条で言及されている責任免除の対象外と見なされることはないことを定めている。

## 第8条 監視、積極的な調査を行う一般的義務は課されないこと

仲介サービス事業者が送信、保存する情報を監視する一般的な義務、または違法行為を示す事実または状況を積極的に探す一般的な義務は、仲介サービス事業者に課されないことを定めている。

## 第9条 違法コンテンツ対処命令

EU法あるいはEU法に遵守する加盟国法に基づいて、加盟国の司法あるいは行政当局が、違法コンテンツ対処命令を発行する場合の条件、受け取った仲介サービス事業者の対処法を定めている。

## 第10条 情報提供命令

EU法あるいはEU法に遵守する加盟国法に基づいて、加盟国の司法あるいは行政当局が、特定のサービス利用者に関する情報提供命令を発行する場合の条件、受け取った仲介サービス事業者の対処法を定めている。

### (3) 第III章 透明かつ安全なオンライン環境のためのデューディリジェンスの義務

#### ① 第1部 全ての仲介サービス事業者に適用される規定

##### 第11条 加盟国当局、欧州委員会、評議会に対する連絡先

電子的な方法で連絡を取ることができる、加盟国当局、欧州委員会、欧州デジタルサービス評議会（第61-63条参照、以下、評議会）に対する単一の連絡先を指定し、公開しなければならない。

##### 第12条 サービス利用者のための連絡先

電子的な方法で連絡を取ることができる、サービス利用者のための単一の連絡先を指定し、公開しなければならない。

#### 第13条 法定代理人

EU 域内でサービスを提供するが、EU 域内に拠点を持たない仲介サービス事業者は、サービスを提供している加盟国中の 1 加盟国において、法人あるいは自然人の法定代理人 (legal representative) を書面で任命し、その加盟国のデジタルサービス調整官に通知するとともに、公開しなければならない。

#### 第14条 利用規約

サービス利用者が提供する情報に関し、サービスの利用時に課される制限についての情報を、利用規約に含め、機械可読形式で、簡単にアクセスできる方法で公開しなければならない。その情報には、アルゴリズムによる意思決定や人間によるレビューを含む、コンテンツモデレーションの目的で使用される方針、手順、手段、ツールに関する情報、および内部苦情処理システムの手順のルールが含まれなければならない。

#### 第15条 仲介サービス事業者に対する透明性報告義務

- 少なくとも年 1 回、対象期間中に実施されたコンテンツモデレーションに関する、明確でわかりやすい報告書を、機械可読形式で、簡単にアクセスできる方法で公開しなければならない。
- 本条では、さらに提供するサービスに応じて、報告書に記載しなければならない事項を示している。
- なお、非常に大規模なオンラインプラットフォームに該当しない、微細企業、小企業<sup>9</sup>には適用されない。
- 欧州委員会は、報告書の形式、内容等について、施行法を採択することができる。

## ② 第 2 部 オンラインプラットフォームを含むホスティングサービス事業者に追加して適用される規定

#### 第16条 通知・対応制度

- 個人または団体が、違法コンテンツと見なされる特定の情報がそのサービスに存在することを、通知できるようにする制度を導入しなければならない。この制度は、アクセスが容易で使いやすく、電子的手段のみによる通知の提出を可能にしなければならない。
- 本条に定める通知により、ホスティングサービス事業者は、第 6 条における「違法行為または違法コンテンツについての実際の知識、認識」を得たと見なされる。

#### 第17条 理由書

<sup>9</sup> デジタルサービス法で使われている微細企業、小企業の定義は、2003年5月6日付欧州委員会勧告に基づく。すなわち、微細企業の定義は、従業員10人未満、年間売上あるいは総資産200万ユーロ以下、小企業の定義は、従業員50人未満、年間売上あるいは総資産1,000万ユーロ以下である。

Commission Recommendation of 6 May 2003 concerning the definition of micro, small and medium-sized enterprises (Text with EEA relevance) (notified under document number C(2003) 1422)

<http://data.europa.eu/eli/reco/2003/361/oj>

- サービス利用者によって提供された情報が違法コンテンツである、またはサービスの利用規約に適合しないという理由で課されるコンテンツの削除、金銭支払いの停止、サービス提供の停止、アカウントの停止などの制限を行うという決定について、当該サービス利用者には明確かつ具体的な理由を説明しなければならない。
- 本条ではさらに、理由書の最低限の内容について定めている。
- なお、本条は、第 9 条で定める、加盟国司法、行政当局により発行される違法コンテンツ対処命令には適用されない。

#### 第18条 刑事犯罪の疑いの通報

ホスティングサービス事業者が、人の生命、安全に対する脅威を伴う犯罪が発生した、発生している、あるいは発生する可能性がある、という疑いを生じさせる情報を認識した場合、関係加盟国の法執行機関あるいは司法機関にすみやかに通報しなければならない。

### ③ 第 3 部 オンラインプラットフォーム事業者に追加して適用される規定

#### 第19条 微細企業、小企業に対する適用除外

第 3 部が、第 24 条で定める管轄するデジタルサービス調整官、欧州委員会の求めに応じ、最新の EU 域内における月間平均利用者数を報告する義務を除き、非常に大規模なオンラインプラットフォームに該当しない、微細企業、小企業には適用されないことを定めている。

#### 第20条 内部苦情処理制度

- オンラインプラットフォーム事業者が下した、情報の削除、サービス提供の停止、アカウントの停止などの決定に関して、サービス利用者（通知の提出者を含む）に対し、少なくとも 6 カ月間、内部苦情処理制度へ、無料で苦情を申し立てる電子的アクセスを提供しなければならない。
- 苦情に対する決定とその理由、および第 21 条で定める法廷外の紛争解決手続の可能性などを、申し立てた者に通知しなければならない。
- 決定は、完全な自動化に基づくものではなく、適格な者の管理の下に採択されなければならない。

#### 第21条 法廷外紛争解決

- 通知の提出者を含む、第 20 条で言及されている決定の対象となったサービス利用者は、決定に不服な場合、認定された法廷外紛争解決機関のうちのいずれかを選択することができる。
- サービス利用者は、いずれの時点でも、裁判所でオンラインプラットフォーム事業者による決定に異議を唱える手続きを開始する権利を有する。
- 加盟国のデジタルサービス調整官が、法廷外紛争解決機関を認定できることおよび、認定の条件について、定めている。
- 認定された法廷外紛争解決機関は、欧州委員会に通知され、欧州委員会は、認定された法廷外紛争解決機関とその専門分野をウェブサイトで公開する。

#### 第22条 信頼できる報告者

- 特定の専門分野で活動する「信頼できる報告者 (trusted flaggers)」によって第 16 条の通知・対応制度を通じて提出された通知に優先的に対応するための、技術的、組織的方策を講じなければならない。
- 加盟国のデジタルサービス調整官が信頼できる報告者を認定し、欧州委員会は、信頼できる報告者の一覧を公開する。
- 特定の信頼できる報告者による通知の多くが不正確な場合には、オンラインプラットフォーム事業者は、加盟国のデジタルサービス調整官に調査を求めることができる。
- 欧州委員会は、必要な場合、信頼できる報告者の認定を受けるための条件や、信頼できる報告者に対する調査等についてのガイドラインを作成する。

#### 第23条 不正利用に対する保護対策

サービス利用者が明らかに違法なコンテンツを頻繁に提供する場合、当該サービス利用者へのサービス提供を、事前に警告した後、合理的な期間、一時停止しなければならない。また、個人あるいは団体が第 16 条の通知・対応制度および第 20 条の内部苦情処理制度を通じて明らかに根拠のない通知または苦情を頻繁に提出する場合、当該個人あるいは団体によって提出された通知および苦情の処理を、事前に警告した後、合理的な期間、一時停止しなければならない。

#### 第24条 オンラインプラットフォーム事業者に対する透明性報告義務

- 第 15 条に基づく報告書の内容に、法廷外紛争解決機関を付された紛争の数と結果、かかった時間の中央値、オンラインプラットフォーム事業者が実施した法廷外紛争解決機関の決定の割合、第 23 条に基づく一時停止の数を加えなければならない。
- 2023 年 2 月 17 日までに、それ以降は 6 カ月ごとに、オンラインプラットフォーム、オンライン検索エンジンごとの、EU 域内における月間平均利用者数を公表しなければならない。また、管轄するデジタルサービス調整官、欧州委員会の求めに応じ、最新の EU 域内における月間平均利用者数を報告しなければならない。
- 管轄するデジタルサービス調整官は、この数字に基づき、第 33 条で定める非常に大規模なオンラインプラットフォームであるとみなす場合、欧州委員会に通知する。
- オンラインプラットフォーム事業者は、欧州委員会に対し、第 17 条で定める決定と理由書を、個人情報を含まない形で、遅滞なく欧州委員会に提出しなければならない。

#### 第25条 オンラインインターフェイスの設計と編成

- ダークパターンと呼ばれる、サービス利用者を欺いたり操作したりするような方法や、サービス利用者が自由に意思決定を行う能力を著しく歪めたり損なうような方法で、オンラインインターフェイスを設計、編成、運用してはならない。
- 欧州委員会は、特定の選択肢を他よりも際立たせること、すでに選択されて

いるにも関わらず、ポップアップを表示することで選択を行うよう繰り返し要求すること、サービス終了手続きをサービス開始手続きよりも難しくすること、などの行為に対するガイドラインを作成することができる。

## 第26条 オンラインプラットフォームにおける広告

1. オンラインインターフェイスに広告を表示する場合、個々の利用者に表示される特定の広告ごとに、サービス利用者が簡潔、明確な方法でかつリアルタイムに以下を識別できるようにしなければならない。
  - 広告であること。
  - 広告主および広告料支払い者（広告主と異なる場合）。
  - 広告から直接かつ簡単にアクセスできるかたちで、広告が表示される利用者を決定するために使用された主なパラメータ、およびパラメータを変更する方法。
2. サービス利用者に、提供するコンテンツが広告宣伝であるか、あるいは広告宣伝を含むかどうかを宣言する機能を提供する。そのような宣言が提出された場合、宣言を提出したサービス利用者が提供するコンテンツが広告宣伝であるか、あるいは広告宣伝を含むかどうかを、他のサービス利用者が、明確かつリアルタイムに識別できるようにしなければならない。
3. 一般データ保護規則（GDPR）<sup>10</sup>第9条(1)で定める個人データの特別なカテゴリーを利用したプロファイリングを基に、サービス利用者に広告を提示してはならない。GDPR第9条(1)では、人種的または民族的出自、政治的意見、宗教的あるいは哲学的信念、労働組合への加入を明らかにする個人データの処理、遺伝子データ、自然人を一意に識別するための生体データ、健康に関するデータ、個人の性生活、性的指向に関するデータの処理を禁止している。

## 第27条 推奨システムの透明性

- 推奨システムを使用する場合、推奨システムで使用される主なパラメータ、およびサービス利用者がこれらのパラメータを変更するあるいはパラメータに影響を与えるための選択肢を、平易でわかりやすい言葉で、利用規約に含めなければならない。
- 情報を提示する順序を決める推奨システムに選択肢がある場合、オンラインプラットフォーム事業者は、サービス利用者が、選択肢をいつでも選択、変更できる機能を提供しなければならない。

## 第28条 未成年者のオンライン保護

- 未成年者がアクセスできるオンラインプラットフォームの事業者は、そのサービスにおいて、未成年者に対する高いレベルのプライバシー保護と安全性確保のために、適切かつバランスのとれた措置を講じなければならない。
- サービス利用者が未成年であることを合理的な確実性で認識している場合、

<sup>10</sup> Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) (Text with EEA relevance)  
<http://data.europa.eu/eli/reg/2016/679/2016-05-04>

その利用者の個人データを使用したプロファイリングに基づいて、オンライン広告を提示してはならない。

- 欧州委員会は、未成年者に対する高いレベルのプライバシー保護と安全性確保のための適切かつバランスのとれた措置について、ガイドラインを作成することができる。

#### ④ 第 4 部 消費者が販売事業者と対面せずに契約を締結することを可能にするオンラインプラットフォーム事業者に追加して適用される規定

##### 第29条 微小企業、小企業に対する適用除外

第 4 部が、非常に大規模なオンラインプラットフォームに該当しない、微細企業、小企業には適用されないことを定めている。

##### 第30条 販売事業者のトレーサビリティ

- 販売事業者がオンラインプラットフォームを利用して、EU 域内に所在する消費者に宣伝メッセージ送付や製品・サービス提供をする場合、オンラインプラットフォームの利用を開始する前に、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、ID のコピー、支払い口座の詳細、商業登記、EU 法を遵守した製品・サービスのみを提供する約束の自己証明を取得し、取得した情報が信頼でき、完全なものであるかを確認する最善の努力をしなければならない。
- 2024 年 2 月 17 日の時点で、すでにオンラインプラットフォームを利用している販売事業者については、12 カ月以内に情報を取得する最善の努力をし、期限内に情報を提出しなかった販売事業者のサービス利用を停止しなければならない。
- 販売事業者の住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、商業登記、EU 法を遵守した製品・サービスのみを提供する約束の自己証明については、オンラインプラットフォームで利用者に公開しなければならない。

##### 第31条 義務を遵守できる設計

- 名称、住所、電話番号、電子メールアドレスをはじめとする、適用される EU 法に基づく、契約前の情報、コンプライアンス、製品の安全性についての情報に関する義務を、販売事業者が遵守できるように、オンラインインターフェイスを設計、編成しなければならない。
- その際には、少なくとも、製品、サービスを明確に識別するために必要な情報、商標、ロゴなどの販売事業者を識別する記号、EU 法を遵守していることを示す表示が必要な場合は、CE マークのような、製品の安全性と法令遵守に関する情報を販売事業者が提供できるようにしなければならない。
- オンラインプラットフォーム上での製品やサービスの提供を認める前に、販売事業者が上記情報を提供したことを確認する最善の努力を行わなければならない。製品やサービスの提供開始後は、販売事業者が提供する製品やサービスが違法と特定されているかどうか、自由にアクセスでき、機械読み取り可能な公式のオンラインデータベースまたはオンラインインターフェイスを無作為にチェックする、合理的な努力を行わなければならない。

## 第32条 知る権利

オンラインプラットフォーム事業者が、違法な製品あるいはサービスが、オンラインプラットフォームを通じて、EU 域内の消費者に提供されたことに気づいた場合、違法な製品あるいはサービスを購入した消費者に、製品、サービスが違法であるという事実、販売事業者のアイデンティティ、取りうるあらゆる是正手段を通知しなければならない。なお、この義務の対象は、違法であることに気づいた時点を基準とし、過去 6 カ月以内に行われた、違法製品、違法サービスの購入に限定される。

## ⑤ 第 5 部 非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者に対するシステムリスクを管理するために追加して適用される義務

### 第33条 非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの指定

- 第 5 部が、EU 域内における月間平均実質利用者数 4,500 万人以上の、欧州委員会によって指定された非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンに適用されることを定めている。
- 欧州委員会は、EU の人口が 5%以上増減した場合、委任法令を採択して、この基準が EU の人口の 10%となるように調整する。
- 欧州委員会は、第 24 条に基づき事業者から提出された情報に基づき、非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンへの指定を決定する。
- 1 年間継続して基準に達しなかった場合、欧州委員会は、指定を取り消す。
- 欧州委員会は、指定、指定取り消しをオンラインプラットフォーム事業者に通知する。指定、指定取り消しは、通知から 4 カ月後に発効する。
- 欧州委員会は、EU 官報で、指定された非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの一覧を公開する。

### 第34条 リスク評価

- アルゴリズムを含む、サービスと関連システムの設計、機能、サービスの利用に起因する EU 域内のシステムリスクを、入念に特定、分析、評価しなければならない。最初のリスク評価は、非常に大規模なオンラインプラットフォームあるいは非常に大規模なオンライン検索エンジンの指定発効日までに、それ以降は少なくとも年 1 回実施しなければならない。またリスクに重大な影響を及ぼす可能性のある機能を導入する場合には、導入以前に行わなければならない。
- リスク評価では、次のシステムリスクが含まなければならない。(a) 違法コンテンツの拡散、(b)人間の尊厳、私生活および家族生活の尊重、個人データ保護、表現と情報の自由、非差別、子供の権利の尊重、高いレベルの消費者保護などの、基本的権利の行使に対する悪影響の可能性、(c)国民的議論、選挙プロセス、公安に対する悪影響の可能性、(d)性に基づく暴力、公衆

衛生と未成年者の保護への悪影響の可能性、個人の身体的および精神的健康に関連して、深刻な悪影響をもたらす可能性。

- リスク評価の際には、次の要因がシステミックリスクに与える影響を考慮しなければならない。(a)推奨システムと関連するアルゴリズムの設計、(b)コンテンツモデレーション・システム、(c)適用される利用規約とその執行、(d)広告を選択、提示するシステム、(e)データに関連する慣行。
- リスク評価の際には、サービスの不正利用、自動化された悪用、違法コンテンツや利用規約に反する情報の急速な広範囲への拡散を含む、サービスの意図的な操作によって、システミックリスクは影響を受けるか、まだどのような影響を受けるかについても分析しなければならない。
- リスク評価では、特定の加盟国における地域的、言語的特性を考慮しなければならない。

#### 第35条 リスクの緩和

第34条で特定されたシステミックリスクに対応した、バランスが取れた、合理的で効果的な緩和措置を導入しなければならない。この際、特に基本的権利に及ぼす影響を考慮しなければならない。

#### 第36条 危機対応メカニズム

- 危機が発生した場合、欧州委員会は、評議会の勧告に基づいて、非常に大規模なオンラインプラットフォームまたは非常に大規模なオンライン検索エンジンに対し、そのサービスの機能と利用が重大な脅威に寄与しているかを評価すること、効果的でバランスの取れた具体的な対策を特定し、適用すること、評価および対応の結果等を欧州委員会に報告すること、を求める決定を採択することができる。
- 危機が発生したと見なされる定義として、EU 全体あるいは EU の重要な部分における、公安または公衆衛生に対する重大な脅威につながる異常な状況としている。

#### 第37条 独立した監査

- 少なくとも年1回、独立した監査人によって、第III章で定められた義務と、第45条、第46条で定める行動規範、第48条で定める危機プロトコルに関連して行われた約束、の遵守の評価を受けなければならない。
- 独立した監査人の条件には、監査対象事項について、前後12カ月間、非監査サービスを提供していないこと、本体および関連する法人の監査を連続した10年以上、行わないこと、などが含まれている。
- 欧州委員会は、監査の実施に関する委任法令を採択することができる。

#### 第38条 推奨システム

推奨システムを使用する場合、第27条で定められた要件に加え、GDPR第4条4項で定めるプロファイリングに基づかない、推奨システムのオプションを少なくとも1つ提供しなければならない。GDPR第4条4項で定めるプロファイリングとは、自然人に関する特定の個人的側面を評価するための個人データの使用、特

にその自然人の仕事上のパフォーマンス、経済状況、健康、個人的な好み、興味、信頼性、行動、場所、移動などの側面を分析、予測する、個人データのあらゆる形態の自動処理を意味する。

#### 第39条 オンライン広告の透明性の追加

オンライン広告を提示する場合、オンライン広告提示期間および終了後 1 年間は、オンラインインターフェイスの特定のセクションに、広告内容、広告主、広告料支払い者（広告主と異なる場合）、広告の表示期間、広告が特定のサービス利用者を対象に表示されたか（表示された場合は、その際に使用されたパラメータ）、広告が表示されたサービス利用者の総数と加盟国ごとの内訳など、オンライン広告に関する情報をまとめ、検索可能な形で一般に利用できるようにしなければならない。

#### 第40条 データへのアクセスと精査

- デジタルサービス調整官または欧州委員会による要求に応じて、法令遵守を監視、評価するために必要な、データへのアクセスを提供し、推奨システムを含む、アルゴリズムの設計、ロジック、機能、試験について説明しなければならない。
- デジタルサービス調整官の要求に応じて、EU 域内におけるシステミックリスクの検出、特定、理解、ならびにリスク緩和措置の妥当性、効率性、影響の評価に貢献する研究を実施することのみを目的として、審査を通った研究者に対し、データへのアクセスを提供しなければならない。
- デジタルサービス調整官は、条件を満たす研究者から適切に実証された申請があった場合、その研究者に、申請書で言及されている特定の研究に関して、「審査を通った研究者」のステータスを付与しなければならない。また、非常に大規模なオンラインプラットフォームあるいは非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者に対し、データアクセスを要求しなければならない。
- 欧州委員会は、非常に大規模なオンラインプラットフォームあるいは非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者がデータを共有するための技術的条件とデータの使用目的に関する委任法令を採択する。

#### 第41条 法令遵守機能

法令遵守機能を設置しなければならない。この機能は、事業運営機能から独立しており、法令遵守機能の責任者を含む 1 人以上のコンプライアンス・オフィサーで構成されなければならない。また、法令遵守機能は、十分な権限とリソース、非常に大規模なオンラインプラットフォームあるいは非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者の経営部門に対するアクセスを持たなければならない。

#### 第42条 透明性報告義務

- 第 15 条で定める透明性報告書を、非常に大規模なオンラインプラットフォームあるいは非常に大規模なオンライン検索エンジンの指定発効日から 2 カ月以内に発表し、その後は、少なくとも 6 カ月ごとに発表しなければならない。
- 透明性報告書では、第 15 条で定める情報および第 24 条で定める法廷外紛争

解決に関する情報に加え、(a) EU 加盟国の公用語ごとのコンテンツモデレーションを担当する人員 (b) その担当人員の資格と専門言語、トレーニング、(c) EU 加盟国の公用語ごとの自動化されたコンテンツモデレーションの正確度を含めなければならない。また、加盟国ごとの月間平均利用者数を含めなければならない。

- 第 34 条が定めるリスク評価の結果報告書、第 35 条 1 項が定めるリスク緩和措置、第 37 条 4 項が定める監査報告書、第 37 条 6 項が定める監査結果実施報告書、リスク評価とリスク緩和措置の設計に向けたコンサルテーションを行った場合はその情報を、監査報告書の受領から 3 カ月以内に、デジタルサービス調整官と欧州委員会に遅滞なく提出するとともに、公開しなければならない。

#### 第43条 監督費用

欧州委員会は、指定された非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者に対し、監督費用を毎年賦課する。

### ⑥ 第 6 部 デューディリジェンス義務に関わる他の規定

#### 第44条 標準

欧州委員会は、評議会と協議し、欧州および国際標準化組織による自主基準の開発と実施を支援、促進する。

#### 第45条 行動規範

欧州委員会と評議会は、多様な違法コンテンツとシステムリスクに対処する際の課題を考慮に入れ、本規則の適切な適用に貢献するための、EU レベルの自主的な行動規範を作成することを奨励、促進する。

#### 第46条 オンライン広告に関する行動規範

欧州委員会は、オンライン広告のバリューチェーンにおける各種事業者の透明性を高めるために、オンラインプラットフォーム事業者やその他の関連するサービス事業者、サービス利用者代表組織、市民団体、関係当局による、EU レベルの自主的な行動規範の策定を奨励、促進する。

#### 第47条 アクセスに関する行動規範

欧州委員会は、障がい者の特定のニーズに対応したオンラインサービスへのアクセス改善により、平等な参加を促進するために、オンラインプラットフォーム事業者やその他の関連するサービス事業者、サービス利用者代表組織、市民団体、関係当局の関与を得て、EU レベルの行動規範を策定することを奨励、促進する。

#### 第48条 危機プロトコル

評議会は、欧州委員会に、危機的状況に対処するための任意の危機プロトコルの作成を開始するよう勧告することができる。危機的状況は、公安または公衆衛生に影響を与える異常な状況に、厳密に限定される。

#### (4) 第IV章 適用、協力、罰則、執行

##### ① 第1部 権限ある当局と加盟国のデジタルサービス調整官

###### 第49条 権限ある当局とデジタルサービス調整官

加盟国は、仲介サービス事業者を監督し、本規則を執行することに責任を持つ、1ないしは複数の権限ある当局を指定し、そのうちの1当局をデジタルサービス調整官に指定しなければならない。加盟国が特定の責務を他の当局に割り当てない限り、デジタルサービス調整官は、その加盟国における本規則に基づく、監督、執行に関するすべての事項に責任を持つ。

###### 第50条 デジタルサービス調整官の要件

加盟国が確保すべき、デジタルサービス調整官の要件、独立性などについて定めている。

###### 第51条 デジタルサービス調整官の権限

デジタルサービス調整官が、本規則に基づく責務を果たすための、仲介サービス事業者に対して情報提供と説明を求める権限、立入検査を実施し関連情報を押収する権限、仲介サービス事業者が申し出る拘束力を持った約束を認めること、違反是正を命ずること、制裁金を課すこと、などの執行権限を定めている。さらに、加盟国の司法当局に仮処分を請求する権限を定めている。

###### 第52条 罰則

- 本規則違反の仲介サービス事業者に対する罰則は、加盟国が定める、としている。
- その際に、本規則で定める義務違反に対する制裁金について、当該仲介サービス事業者の前会計年度の年間全世界売上高の6%を上限とすることを定めている。
- 不正確、不完全、誤解を招く情報を提供した場合、回答しない場合、不正確、不完全、誤解を招く情報の修正をしない場合、検査を忌避した場合の制裁金については、当該仲介サービス事業者あるいは当該人の前会計年度の年間収入あるいは年間全世界売上高の1%とすることを定めている。
- 違反が是正されない場合に、1日ごとに課される履行強制金については、当該仲介サービス事業者の前会計年度の1日あたりの全世界売上高あるいは収入の平均の5%とすることを定めている。

###### 第53条 苦情を申し立てる権利

サービス利用者、および本規則によって付与された権利を代理で行使することを委任された組織等は、利用者が所在するあるいは設立された加盟国のデジタルサービス調整官に、仲介サービス事業者が本規則を侵害しているとする苦情を申し立てる権利を有する。

###### 第54条 補償

サービス利用者は、仲介サービス事業者が本規則に基づく義務を侵害したために被った損害または損失に関して、EU法、加盟国法に従って、仲介サービス事業者に補償を求める権利を有する。

## 第55条 活動報告

デジタルサービス調整官は、本規則に基づく活動の年次報告書を作成し、機械可読形式で公開しなければならない。

## ② 第2部 権限、調査協力、一貫性のメカニズム

### 第56条 権限

仲介サービス事業者の主たる事業所が所在する加盟国は、次の欧州委員会の権限に属する事項を除き、本規則を監督し、執行する独占的な権限を有する。

- 欧州委員会は、第III章第5部「非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者に対するシステミックリスクを管理するために追加して適用される義務」を監督し、執行する独占的な権限を有する。
- 欧州委員会は、第III章第5部以外についても、非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者に対し、本規則を監督、執行する権限を有する。
- 第III章第5部以外の、非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者に対する本規則に関する義務の監督、執行については、欧州委員会が同一の違反について手続きを開始していない限り、事業者の主たる施設が所在する加盟国も権限を有する。

### 第57条 相互援助

デジタルサービス調整官と欧州委員会は、本規則を一貫した効率的な方法で適用するために、緊密に協力し、相互に支援し合うことを定めている。

### 第58条 デジタルサービス調整官のクロスボーダー協力

- 欧州委員会が同一の侵害について調査を開始した場合を除き、サービス対象地のデジタルサービス調整官が、特定の仲介サービス事業者が、その加盟国のサービス利用者に悪影響を与える方法で本規則に違反したと疑う理由がある場合は、その仲介サービス事業者が主たる事業所を置く加盟国のデジタルサービス調整官に対し、問題を評価し、規則遵守を確保するために、必要な調査および執行措置を講じるよう要求することができる。
- 欧州委員会が同一の侵害について調査を開始した場合を除き、サービスの対象となっている、少なくとも3カ国のデジタルサービス調整官が、特定の仲介サービス事業者が、それらの加盟国のサービス利用者に悪影響を与える方法で本規則に違反したと疑う理由がある場合は、評議会が、その仲介サービス事業者が主たる事業所を置く加盟国のデジタルサービス調整官に対し、問題を評価し、規則遵守を確保するために、必要な調査および執行措置を講じるよう要求することができる。

### 第59条 欧州委員会への付託

第58条の要請に対し、仲介サービス事業者が主たる事業所を置く加盟国のデジタルサービス調整官が、2カ月の期限内に回答がなかった場合、回答に対し評議会が同意しない場合、あるいは第60条で定める共同調査を迅速に開始しない場合、

評議会は、欧州委員会に案件を付託することができる。欧州委員会は、2 カ月以内に案件を検討し、当該デジタルサービス調整官の取った措置が不十分であると判定した場合、当該デジタルサービス調整官に再検討を求める。当該デジタルサービス調整官は、2 カ月以内に、実施した措置を回答しなければならない。

#### 第60条 共同調査

特定の仲介サービス事業者の主たる事業所が置かれている加盟国のデジタルサービス調整官は、自らの判断イニシアチブあるいは3 カ国以上のデジタルサービス調整官の要請を受けた評議会の勧告に基づき、他の加盟国のデジタルサービス調整官が参加する共同調査を開始、主導することができる。

### ③ 第3部 欧州デジタルサービス評議会

#### 第61条 欧州デジタルサービス評議会

欧州デジタルサービス評議会（European Board for Digital Services）と名付けられた、独立した諮問グループを、次の目的で、設立する。

- 本規則の一貫した施行と、デジタルサービス調整官と欧州委員会の効果的な協力に貢献する。
- 本規則の適用範囲における新たな問題について、欧州委員会、デジタルサービス調整官、その他の当局のガイドラインおよび分析を調整する。
- 非常に大規模なオンラインプラットフォームの監督について、デジタルサービス調整官と欧州委員会を支援する。

#### 第62条 評議会の構成

評議会は、高官レベルによって代表されるデジタルサービス調整官で構成され、欧州委員会が議長を務める。

#### 第63条 評議会の任務

- 共同調査の調整を支援する。
- 非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンが提出した報告書と監査結果の管轄当局による分析を支援する。
- 仲介サービス事業者のサービスを提供する自由を考慮した上で、デジタルサービス調整官に対して、意見、勧告、アドバイスを提供する。
- 第66条で定められている欧州委員会による違反調査に関し、欧州委員会にアドバイスを行い、非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンに関する意見を採択する。
- 欧州標準、ガイドライン、報告書、テンプレート、行動規範の開発と実施と、新たな問題の特定を、支援、促進する。

### ④ 第4部 非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者に対する監督、調査、執行、監視

#### 第64条 専門性と能力の開発

欧州委員会は、デジタルサービス調整官と評議会と協力して、EU の専門知識と能力を開発し、非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオ

ンライン検索エンジンに関わるシステミック問題と、新たに出現する問題の評価を調整する。

**第65条** 非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者の義務の執行

欧州委員会は、第 66 条で定める法的手続きの開始以前に、自らの判断あるいは評議会の要求に基づき、非常に大規模なオンラインプラットフォームあるいは非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者に対する調査権を行使することができることを定めている。

**第66条** 欧州委員会による手続きの開始と調査への協力

欧州委員会は、非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者が、本規則の規定に違反した疑いがある場合、第 73 条で定めるコンプライアンス違反の決定、および第 74 条で定める制裁金に関する決定を採択することを目的にする手続きを開始することができることを定めている。

**第67条** 情報提供の要請

欧州委員会は、第 IV 章第 4 部で定められた任務を遂行するために、簡易の要請あるいは決定により、違反に関する情報の提供を、当該事業者および関係する自然人、法人に求めることができることを定めている。

**第68条** 尋問や記録を取る権限

欧州委員会は、第 IV 章第 4 部で定められた任務を遂行するために、違反に関する調査に関連して、尋問を受けることに同意した自然人、法人に尋問することができること、尋問を記録できることを定めている。

**第69条** 立入検査を行う権限

欧州委員会は、第 IV 章第 4 部で定められた任務を遂行するために、当該事業者および関係する自然人、法人の構内に立ち入る権限、記録を調査する権限、記録を押収する権限、組織、機能、IT システム、アルゴリズム、データの取り扱い、ビジネス上の慣習などについて、アクセスおよび関係者に説明を求める権限を有することを定めている。

**第70条** 仮処分

第 73 条で定めるコンプライアンス違反の決定採択に至る可能性のある手続きの文脈において、サービス利用者に深刻な損害を与えるリスクがあることから緊急性がある場合には、欧州委員会は、違反の一応の証拠に基づいて、仮処分の決定を採択することができることを定めている。

**第71条** 約束（コミットメント）

第 IV 章第 4 部で定められた手続きの途中で、当該事業者が関連規定の遵守を約束した場合、欧州委員会は、約束が当該事業者を拘束する決定を採択し、手続きを停止することができること、事実関係に大きな変化があった場合や約束違反があった場合などには、手続きを再開できることを定めている。

**第72条** 監視

欧州委員会は、第 IV 章第 4 部で定められた任務を遂行するために、欧州委員会は、非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者による本規則の効果的な実施と遵守を監視するために、必要な措置を講じることができることを定めている。

#### 第73条 コンプライアンス違反

非常に大規模なオンラインプラットフォームあるいは非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者が、本規則の関連規定、第 70 条の定める仮処分、第 71 条の定める拘束力のある約束に違反したことが明らかになった場合、欧州委員会は、コンプライアンス違反の決定を採択することを定めている。

#### 第74条 制裁金

- 第 73 条で定めるコンプライアンス違反の決定の中で、欧州委員会は、当該事業者が故意または過失により違反を行なった場合、当該事業者の前会計年度の全世界年間売上高の 6%を超えない制裁金を課することができることを定めている。
- 当該事業者あるいは関係する自然人、法人に対し、故意または過失により、次のことを行なった場合、当該事業者あるいは関係者の前会計年度の年間収入あるいは年間全世界売上高の 1%を超えない制裁金を課することができることを定めている。
  - (a) 不正確、不完全、誤解を招く情報の提供。
  - (b) 期限内の不回答。
  - (c) 不正確、不完全、誤解を招く情報の修正をしない。
  - (d) 検査を忌避。
  - (e) 監視に関わる忌避。
  - (f) 欧州委員会のファイルへアクセスする際の条件違反。

#### 第75条 第 III 章第 5 部の義務違反に対処する措置の監督強化

第 73 条で定めるコンプライアンス違反の決定の中で、欧州委員会は、当該事業者に対し、独立した監査人による監査を含む、違反を是正、終了するための措置の行動計画の提出を求めなければならない。また、評議会とデジタルサービス調整官に対し、行動計画の実施状況と監視経過について、継続して知らせることを定めている。

#### 第76条 履行強制金の支払い

欧州委員会は、非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者あるいは関係者に対し、次のことを強制するために、当該事業者あるいは関係者の前会計年度の 1 日あたりの収入あるいは全世界売上高の平均の 5%を超えない金額を、決定によって指定された日付から 1 日ごとに賦課する決定を採択することができることを定めている。

- (a) 第 67 条で定める決定に基づく情報提供の要請に従い、正確かつ完全な情報を提出する。
- (b) 第 69 条で定める決定により命令された立入検査を受け入れる。

- (c) 第 70 条で定められた仮処分決定に従う。
- (d) 第 71 条で定められた法的拘束力を持つ約束を遵守する。
- (e) 第 75 条で定める行動計画に関わる要件を含む、第 73 条で定められたコンプライアンス違反決定に従う。

#### 第77条 制裁金および履行強制金賦課の時効

- 第 74 条および第 76 条で欧州委員会に認められた制裁金を課す権限および履行強制金の時効を 5 年と定めている。
- 時効の計算は、違反が発生した日から始まるが、継続的あるいは反復的な違反の場合は、違反が終了した日から始まる。
- 情報提供の要請、立入検査、第 66 条 1 項で定める手続きの開始などの、違反に関わる調査、手続きを目的とした欧州委員会による措置により、時効は中断する。
- 中断後、時効の計算は新たに始まるが、時効の 2 倍の期間が経過した日に、時効は成立する。ただし、EU 司法裁判所による審理期間中は、時効は中断され、審理期間は、時効の 2 倍の期間に加算される。

#### 第78条 制裁金および履行強制金執行の時効

- 第 74 条および第 76 条で欧州委員会に認められた制裁金および履行強制金を課す決定の執行の時効を 5 年と定めている。
- 時効の計算は、決定が採択された日から始まる。
- 制裁金および履行強制金の金額を変える決定の通知、欧州委員会あるいは加盟国による執行のための措置により、時効は中断する。
- 中断後、時効の計算は新たに始まる。
- 支払いのための時間を認める場合、EU 司法裁判所あるいは加盟国裁判所の決定により執行が中断された場合、時効は中断する。

#### 第79条 意見聴取とファイルへのアクセスの権利

- 欧州委員会は、第 73 条、第 74 条、第 76 条に基づく決定を採択する前に、欧州委員会の暫定的調査結果および欧州委員会が暫定的調査結果を考慮して取ろうとしている措置に関して、当該事業者あるいは関係者の意見を聴取する機会を、当該事業者あるいは関係者に与えなければならない。
- 当該事業者あるいは関係者は、欧州委員会の暫定的調査結果に対する意見を提出することができる。
- 欧州委員会は、関係当事者が意見を述べることができた、欧州委員会が違反であるとして異議を唱えた事項についてのみ、決定を下すことができる。
- 関係当事者は、当該事業者の正当な利益が認められる場合、交渉によって定められた開示条件に基づいて、委員会のファイルにアクセスする権利を有する。
- 第 67 条で定める情報の提出、第 68 条で定める尋問、第 69 条で定める立入検査の結果収集された情報は、本規則の目的のためだけに利用できることが定められている。

#### 第80条 決定の発表

欧州委員会は、第 70、71、73、74、75、76 条に従って採択した決定を、主な内容、罰則を含め、公開することを定めている。

#### 第81条 EU 司法裁判所による審査

EU の機能に関する条約第 261 条に従い、EU 司法裁判所は、欧州委員会の制裁金および履行強制金に関する決定を審査し、取り消し、増減額などを行う、無制限の司法管轄権を持つことを定めている。

#### 第82条 アクセス制限の要請と加盟国裁判所との協力

- 本規則違反を停止させるための、第 III 章第 5 部に基づくすべての権限が使用果たされたにも関わらず、違反が持続し、EU 法あるいは加盟国法の下で利用可能な他の権限の行使によっても回避できない重大な損害を引き起こす場合、欧州委員会は、第 51 条 3 項に基づき、当該事業者を管轄するデジタルサービス調整官に対し、当該事業者への一時的なアクセス制限等に向けた措置の実施を要請することができることを定めている。
- 加盟国裁判所が、本規則に基づいて欧州委員会によって採択された決定の主題である事項について判決を下す場合、その裁判所は、欧州委員会の決定に反する決定を下してはならないこと、また、加盟国裁判所は、欧州委員会が本規則に基づいて開始した手続において検討している決定と矛盾する可能性のある決定を下すことを避けるものとすることを定めている。そのために、加盟国裁判所は、その手続を停止する必要があるかどうかを検討できる、としている。ただし、この項は、EU の機能に関する条約第 267 条に基づき、加盟国裁判所が EU 司法裁判所に解釈や判断を求める可能性に影響を与えるものではない、と記している。

#### 第83条 欧州委員会の措置に関わる施行法

欧州委員会は、第 69 条で定める立入検査の手続き、第 72 条で定める監視の手続き、第 79 条で定める意見聴取、第 79 条で定める、交渉によって定められる情報開示の実際的な手続きに関わる施行法を採択することができる。

### ⑤ 第 5 部 執行に関する共通規定

#### 第84条 職業上の秘密保持

欧州委員会、評議会、加盟国の管轄当局、それぞれ監督下で働く役人、使用人、監査人や専門家などの関係する自然人、法人等は、本規則に従って取得または交換した情報、および職業上の秘密保持義務の対象となる種類の情報を開示してはならないことを定めている。

#### 第85条 情報共有システム

- 欧州委員会は、デジタルサービス調整官、欧州委員会、評議会との間の通信をサポートする信頼できる安全な情報共有システムを確立し、維持すること、本規則に関わる全ての通信は、この情報共有システムを通して行うこと、を定めている。
- 欧州委員会は、情報共有システムの機能と他の関連システムとの相互運用性

のための、運用上の取り決めを定めて実施法令を採択する。

#### 第86条 代表訴訟

仲介サービスの利用者は、本規則によって付与された権利の行使を、適格な団体、組織、協会に委任する権利を有することを定めている。

### ⑥ 第6部 委任・施行法令

#### 第87条 委任法令の採択

欧州委員会が、本規則において認められている委任法令を採択する際の条件、手続きが定められている。

#### 第88条 委員会手続き

加盟国代表によって構成され、欧州委員会代表が議長を務める「デジタルサービス委員会 (Digital Services Committee)」が、欧州委員会が施行法を採択する際に助言することを定めている。

### (5) 第V章 最終規定

#### 第89条 指令 2000/31/EC (電子商取引指令) の修正

電子商取引指令中の仲介サービス事業者の責任に関する第 12 条「単なる導管」、第 13 条「キャッシング」、第 14 条「ホスティング」、第 15 条「監視を行う一般的義務は課されないこと」が、本規則の第 4 条「単なる導管」、第 5 条「キャッシング」、第 6 条「ホスティング」、第 8 条「監視、積極的な調査を行う一般的義務は課されないこと」にそれぞれ置き換えられるという修正が定められている。

#### 第90条 指令(EU)2020/1828 (消費者の集団的利益を保護するための代表訴訟についての指令) <sup>11</sup>の修正

消費者の集団的利益を保護するための代表訴訟についての指令の附属書 I (同指令により適用が妨げられない EU 法のリスト) に、本規則が追加される修正が定められている。

#### 第91条 見直し

- 2027年2月18日までに、欧州委員会は本規則の中小企業の発展と経済成長に与える潜在的効果を評価した報告書を作成する。
- 2025年11月17日までに、欧州委員会は、非常に大規模なオンラインプラットフォームおよび非常に大規模なオンライン検索エンジンの範囲を含む、本規則第33条の適用および、本規則が、第2条3項、4項で言及されている電子商取引指令、オーディオビジュアル・メディアサービス、著作権、消費者保護、製品の安全、個人データ保護等に関する EU 法とどのように相互に影響し合うかを評価した報告書を作成する。
- 2027年11月17日までに、それ以降は5年ごとに、欧州委員会は、本規則を評価する報告書を作成する。
- 2027年2月28日までに、欧州委員会は、評議会の機能と第43条で定める監

<sup>11</sup> Directive (EU) 2020/1828 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2020 on representative actions for the protection of the collective interests of consumers and repealing Directive 2009/22/EC (Text with EEA relevance) <http://data.europa.eu/eli/dir/2020/1828/oj>

督費用について評価した報告書を作成する。

**第92条** 非常に大規模なオンラインプラットフォームおよび非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者への適用

本規則は、第 33 条に従って指定された非常に大規模なオンラインプラットフォームおよび非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者に対しては、2024 年 2 月 17 日以前であっても、指定通知の 4 カ月後から適用される。

**第93条** 発効と適用

本規則は、EU 官報による公布日から 20 日目に施行される。(公布日：2022 年 10 月 27 日)

本規則は、2024 年 2 月 17 日から適用される。ただし、非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者の監督に関わる次の条項は、2022 年 11 月 16 日から適用される。

- 第 24 条(2), (3), (6) オンラインプラットフォーム事業者に対する月間平均利用者の開示義務に関する事項。
- 第 33 条(3)から(6) 非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの指定と取り消しに関する事項。
- 第 37 条(7) 非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンに対する監査のルールに関する委任法令の採択に関する事項。
- 第 40 条(13) 非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者がデータを共有するための技術的条件とデータの使用目的に関する委任法令の採択に関する事項。
- 第 43 条 欧州委員会が、非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者に課す監督費用に関する事項。
- 第 IV 章「適用、協力、罰則、執行」のうち、以下の部分。
  - 第 4 部「非常に大規模なオンラインプラットフォームと非常に大規模なオンライン検索エンジンの事業者に対する監督、調査、執行、監視」
  - 第 5 部「欧州デジタルサービス評議会」
  - 第 6 部「執行に関する共通規定」

### III デジタル市場法

#### 1 概要

デジタル市場法は、ゲートキーパーが、EU域内に設立されたビジネスユーザーとEU域内のエンドユーザーに提供する、主要プラットフォームサービスに適用される。

- ゲートキーパーの基準：(a) 域内市場へ重大な影響、(b) 重要なゲートウェイである主要プラットフォームサービスを提供、(c) その事業の地位が、強固で持続的、の3基準をすべて満たした場合に、欧州委員会によって指定される。(第3条)
- 3基準の詳細：(a) EU域内における年間売上高が3会計年度連続して75億ユーロ以上、または前会計年度の平均時価総額が750億ユーロ以上で、少なくとも3加盟国で同じ主要プラットフォームサービスを提供している場合、(b) 前会計年度において、主要プラットフォームサービスのEU域内の月間実質エンドユーザー数が4,500万人以上で、年間実質ビジネスユーザー数が1万社以上の場合、(c) ユーザー数基準を3年間に渡って連続して満たした場合、以上の3基準を満たした場合に、ゲートキーパーの基準を満たしたと見なされる。(第3条)
- 主要プラットフォームサービスとは、次のいずれかを意味する。(第2条)
  - (a) オンライン仲介サービス
  - (b) オンライン検索エンジン
  - (c) オンラインソーシャルネットワーキングサービス (SNS)
  - (d) ビデオ共有プラットフォームサービス
  - (e) 番号によらない対人通信サービス
  - (f) オペレーティングシステム
  - (g) ウェブブラウザ
  - (h) 仮想アシスタント
  - (i) クラウドコンピューティングサービス
  - (j) オンライン広告サービス

第III章では、競争を制限するあるいは不公平なゲートキーパーの行為について定めており、デジタル市場法による規制の中心的な部分である。

ゲートキーパーの行為として、次の行為は禁止される。(第5条)

- エンドユーザーの同意が得られた場合を除き、オンライン広告サービスを提供する目的で、サードパーティのサービスを利用するエンドユーザーの個人データを処理すること、サードパーティが提供するサービスなどの他のサービスからの個人データと組み合わせること、ゲートキーパーによって別個に提供される他のサービスとの間で個人データを相互使用すること。(第5条(2))
- ビジネスユーザーが、ゲートキーパー以外のパーティが提供するオンライン販売経路を通じて、ゲートキーパーのオンライン仲介サービスを通じて提供される価格、条件とは異なる価格、条件で、エンドユーザーに同じ製品またはサービスを提供することを妨げること。(第5条(3))
- ゲートキーパーの行為がEU法または加盟国法に違反していることを、ビジネスユーザーまたはエンドユーザーが、加盟国裁判所を含む公的機関に対して提訴するこ

とを、直接間接に防止、制限すること。(第5条(6))

- ビジネスユーザーが、ゲートキーパーの主要プラットフォームサービスを利用してサービスを提供する際に、ゲートキーパーの認証サービス、ウェブブラウザのエンジン、支払いサービス、アプリ内支払い制度のような支払いサービス(補:グーグルペイやアップルペイなどを想定したものとみられる)の提供をサポートする技術サービスの利用を要求すること。(第5条(7))
- ビジネスユーザーあるいはエンドユーザーに対し、ゲートキーパー指定決定に含まれている主要プラットフォームサービスの利用、アクセス、登録の条件として、追加の主要プラットフォームサービスに加入、登録することを求めること。(第5条(8))

また、次の行為をゲートキーパーは、認めなければならない。

- ビジネスユーザーが、ゲートキーパーの主要プラットフォームサービスを利用して取得したエンドユーザーに、異なる条件のオファーを含む、広告宣伝を行うこと、ゲートキーパーの主要プラットフォームサービスを利用せずに契約を結ぶことを無料で認めること。(第5条(4))
- エンドユーザーが、主要プラットフォームサービス外で取得したソフトウェアアプリケーションを使用して、主要プラットフォームサービスを通して、コンテンツ、サブスクリプション等にアクセス、利用することを認めること。(第5条(5))
- 広告主の要求に応じて、オンライン広告サービスの広告主、代理人に対し、広告主によって出された広告に広告主が支払った価格と手数料、広告スペースを所有するパブリッシャーの報酬、それぞれの計算方法を、無料で1日ごとに提供すること。(第5条(9))
- パブリッシャーの要求に応じて、オンライン広告サービスを利用するパブリッシャー、代理人に対し、パブリッシャーの広告スペースに表示される各広告に関し、パブリッシャーが受け取った報酬と支払った手数料、広告主が支払った価格、それぞれの計算方法を、無料で1日ごとに提供すること。(第5条(10))

ゲートキーパーは、以下の義務を遵守する必要があるが、欧州委員会との対話を通じて、明確な実施方法を定めることができる。

- ビジネスユーザーが、主要プラットフォームサービスの利用を通じて生成、提供した、公開されていないデータを、ビジネスユーザーと競合して利用してはならない。(第6条(2))
- ゲートキーパーのオペレーティングシステム上の任意のソフトウェアアプリケーションを、エンドユーザーが容易にアンインストールすることを、技術的に可能にしなければならない。(第6条(3))
- ゲートキーパーのオペレーティングシステムを使用または相互運用するサードパーティ製ソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアのインストールおよび効果的な使用を許可し、技術的に可能にしなければならない。また、そのゲートキーパーの主要プラットフォームサービス以外の方法でこれらのソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアにアク

セスできるようにしなければならない。(第6条(4))

- 表示順序などのランク付け等において、透明、公平、差別のない条件をランク付けに適用し、ゲートキーパー自身が提供するサービス、製品を、サードパーティの同様のサービス、製品よりも有利に扱ってはならない。(第6条(5))
- エンドユーザーのインターネットアクセスサービスの選択を含め、さまざまなソフトウェアアプリケーション、サービス間のエンドユーザーによる切り替えを、制限してはならない。(第6条(6))
- サービス事業者とハードウェア事業者に対し、ハードウェアおよびソフトウェア機能への実質的な相互運用性と相互運用を目的としたアクセスを、ゲートキーパーによって提供されるサービスやハードウェアに対するのと同様に、無料で認めなければならない。(第6条(7))
- 広告主、パブリッシャー、その代理人に対し、要求に応じ、無料で、ゲートキーパーのパフォーマンス測定ツールへのアクセスと、広告主、パブリッシャーが独自の検証を行うために必要なデータを提供しなければならない。(第6条(8))
- エンドユーザーによって提供、生成されたデータのポータビリティを、要求に応じて、無料で、提供しなければならない。(第6条(9))
- ビジネスユーザーとその代理人に、要求に応じて、無料で、同意された個人情報を含む、ビジネスユーザーによって提供、生成されたデータへのアクセス、利用を認めなければならない。(第6条(10))
- オンライン検索エンジンのサードパーティ事業者に対し、要求に応じて、エンドユーザーが実行した、検索に関連するランク付け、検索語句、クリック、表示データへの、公正、合理的、非差別的な条件でのアクセスを提供しなければならない。(第6条(11))
- ゲートキーパー指定決定に記載されているソフトウェアアプリケーションストア、オンライン検索エンジン、オンラインソーシャルネットワークワーキングサービスについて、ビジネスユーザーに対し、公正、合理的、非差別的なアクセスの条件を公開し、適用しなければならない。(第6条(12))
- 主要プラットフォームサービスの提供終了に際し、不均衡な条件を課してはならず、過度の困難なしに終了条件を満たせるようにしなければならない。(第6条(13))
- ワッツアップやズームのような、番号によらない対人通信サービスを提供する場合、ゲートキーパーが、次の基本機能を、自らのエンドユーザーに提供している場合、EU域内で提供されているサードパーティのサービスとの相互運用を可能にしなければならない。(第7条)
  - (a) ゲートキーパー指定決定記載時点：2人の個人間のテキストメッセージの送受信、画像、音声メッセージ、ビデオ、添付ファイルの個人間の共有。
  - (b) 指定から2年以内：複数の個人からなるグループ内のテキストメッセージの送受信、画像、音声メッセージ、ビデオ、添付ファイルの、グループチャットと個人間の共有。
  - (c) 指定から4年以内：2人の個人間の音声通話、2人個人間のビデオ通話、グル

ープチャットと個人間の音声通話、グループチャットと個人間のビデオ通話。義務に関し、以下の付随する規定が定められている。

- 第 6 条および第 7 条で定めるゲートキーパーの義務に関し、実施するための措置が、ゲートキーパーの特定の状況において、目的達成に有効かどうかを判断する際に、欧州委員会と対話を行うことを、ゲートキーパーは要請できる。(第 8 条)
- 欧州委員会は、事業存続リスクを理由に、第 5 条、第 6 条、第 7 条が定める特定の義務の一時停止をゲートキーパーに対し認めることができる。(第 9 条)
- 欧州委員会は、公衆衛生、公安を理由とした、第 5 条、第 6 条、第 7 条が定める特定の義務の適用除外をゲートキーパーに対し認めることができる。(第 10 条)
- ゲートキーパーは、第 5 条、第 6 条、第 7 条が定める義務を遵守するために実施した措置を説明する報告書を定期的に作成して欧州委員会に提出すると共に、機密情報を含まない要約を公表しなければならない。(第 11 条)
- ゲートキーパーが、第 5 条、第 6 条、第 7 条が定める義務を回避しようとする場合、欧州委員会は、手続きを開始し、ゲートキーパーが実施しなければならない措置を採択できる。(第 13 条)
- ゲートキーパーによる合併買収の対象が、デジタル分野で主要プラットフォームサービス、その他のサービスを提供するか、データの収集を可能にする場合、欧州委員会への通知を義務付けている。(第 14 条)
- ゲートキーパー指定決定から 6 カ月以内に、適用している消費者のプロファイリングのための技術について、独立監査済みの説明を欧州委員会に提出しなければならない。(第 15 条)

第 IV 章では、欧州委員会が調査を行う権限を持つ分野として、ゲートキーパー指定に関する調査、組織的な違反に対する調査、新たなサービス、新たな行為に関する調査を定めている。

第 V 章では、制裁金を含む調査、執行、監視に関わる欧州委員会の権限、手続きを定めている。多くの規定が、デジタルサービス法と類似した内容であるが、制裁金の最高額は、デジタルサービス法よりも高く設定されている。

- 当該ゲートキーパーが故意または過失により違反を行なった場合、当該ゲートキーパーの前会計年度の全世界年間売上高の 10% を超えない制裁金を課すことができることを定めている。また、コンプライアンス違反決定から 8 年以内に、同じ主要プラットフォームサービスで、第 5 条、第 6 条、第 7 条の義務に関わる同一あるいは類似の違反を行なった場合、当該ゲートキーパーの前会計年度の全世界年間売上高の 20% までの制裁金を課すことができることを定めている。(第 30 条)

## 2 各章ごとの主要条文の説明

### (1) 第 I 章 主題、範囲、定義

#### 第 1 条 主題と範囲

- デジタル市場法の目的は、ビジネスユーザーとエンドユーザーの利益のために、ゲートキーパーが存在する EU 全域のデジタル分野において、競争

が可能で公正な市場を確保するための調和されたルールを定めることにより、域内市場が適切に機能することに貢献すること、としている。

- デジタル市場法は、ゲートキーパーが、EU 域内に設立されたビジネスユーザーと EU 域内に設立ないしは所在するエンドユーザーに提供する主要プラットフォームサービスに適用される。
- デジタル市場法は、欧州電子通信コード指令<sup>12</sup>第 2 条 (1) で定める電子通信ネットワークと、同 (4) で定める電子通信サービス (番号によらない対人通信サービスを除く) に関連する市場には適用されない。
- 市場の分断を避けるため、加盟国に対し、デジタル市場法に追加して義務を負わせる法令を導入することを禁じている。
- デジタル市場法は、EU および加盟国の競争法、EU および加盟国の合併規制法の適用に影響を与えないことを定めている。
- 加盟国当局に対し、デジタル市場法に基づいて欧州委員会が採択した決定に反する決定を行うことを禁じている。

## 第2条 定義 (抄)

- ゲートキーパー (gatekeeper) : 第 3 条に従って指定された主要プラットフォームサービスを提供する企業。
- 主要プラットフォームサービス (core platform service) : 次のいずれかを意味する。
  - (a) オンライン仲介サービス
  - (b) オンライン検索エンジン
  - (c) オンライン・ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)
  - (d) ビデオ共有プラットフォームサービス
  - (e) 番号によらない対人通信サービス
  - (f) オペレーティングシステム
  - (g) ウェブブラウザ
  - (h) 仮想アシスタント
  - (i) クラウドコンピューティングサービス
  - (j) オンライン広告サービス、(a) から (i) の主要プラットフォームサービスを提供する企業によって提供される、広告ネットワーク、アドエクスチェンジ、その他の広告仲介サービスを含む。
- 番号によらない対人通信サービス (number-independent interpersonal communications service) : 欧州電子通信コード指令第 2 条 (7) の定義による。すなわち、公的に割り当てられた番号リソース、つまり、国内または国際番号計画の番号に接続しない、または国内または国際番号計画の番号との通信を可能にしない対人通信サービス。

<sup>12</sup> Directive (EU) 2018/1972 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2018 establishing the European Electronic Communications Code (Recast) (Text with EEA relevance)  
<http://data.europa.eu/eli/dir/2018/1972/2018-12-17>

- 売上高 (turnover) : EU の合併規則<sup>13</sup>第 5 条 (1) の定義による。すなわち、前会計年度の当該企業の通常の活動に属する、製品、サービスの販売額から、販売奨励金、VAT、その他売上に直接関係する税を差し引いた額で、関係会社間取引を含まない。

## (2) 第 II 章 ゲートキーパー

### 第3条 ゲートキーパーの指定

1. 次の 3 基準を満たした場合、ゲートキーパーに指定される。
  - (a) 域内市場に重大な影響を有している。
  - (b) ビジネスユーザーがエンドユーザーに到達するための重要なゲートウェイである主要プラットフォームサービスを提供している。
  - (c) 当該事業において強固で持続的な地位を享受しているか、近い将来そのような地位を享受することが予見可能である。
2. 次の場合、上記第 1 項の基準を満たしたと見なされる。
  - (a) EU 域内における年間売上高が過去 3 会計年度のそれぞれで 75 億ユーロ以上、または前会計年度の平均時価総額または同等の公正市場価値が 750 億ユーロ以上で、なおかつ少なくとも 3 加盟国で同じ主要プラットフォームサービスを提供している場合、上記 (a) を満たしたと見なされる。
  - (b) 前会計年度において、4,500 万人以上の EU 域内の月間実質エンドユーザー数と、年間 1 万社以上の EU 域内で設立された実質ビジネスユーザー数が、付属書に記載されている方法論と指標に従って特定、計算されている場合、上記 (b) を満たしたと見なされる。
  - (c) (b) の基準を過去 3 年間に渡って連続して満たした場合、上記 (c) を満たしたと見なされる。
3. 主要プラットフォームサービスを提供する企業が、上記第 2 項のしきい値を全て満たした場合、2 カ月以内に、第 2 項上記 (b) に該当する主要プラットフォームごとの関連情報と合わせて、欧州委員会に通知しなければならない。ゲートキーパーの指定後に、同企業の別の主要プラットフォームが上記第 2 項 (b) と (c) のしきい値を満たした場合、2 カ月以内に、欧州委員会に通知しなければならない。
4. 欧州委員会は、通知受領後 45 労働日以内に、ゲートキーパーの指定を行う。
5. 主要プラットフォームサービスを提供する企業は、通知を行う際に、上記第 2 項のしきい値を全て満たしているものの、主要プラットフォームを取り巻く状況から、上記第 1 項の基準は満たしていないことを表明することができる。
6. 欧州委員会には、委任法令を採択して、上記第 2 項で定められた定量的なしきい値が満たされているかどうかを判断するための方法論を特定し、必

<sup>13</sup> Council Regulation (EC) No 139/2004 of 20 January 2004 on the control of concentrations between undertakings (the EC Merger Regulation) (Text with EEA relevance) <http://data.europa.eu/eli/reg/2004/139/oj>

要に応じてその方法論を市場および技術の発展に合わせて定期的に調整する権限が与えられている。

7. 欧州委員会には、委任法令を採択して、付属書に記載されている方法論と指標を修正する権限が与えられている。
8. 欧州委員会は、上記第 1 項の各基準は満たすものの、第 2 項のしきい値を満たさない主要プラットフォームサービスを提供する企業を、ゲートキーパーとして指定する。
9. ゲートキーパーとして指定された各企業について、欧州委員会は、指定決定の中で、第 1 項 (b) に該当する主要プラットフォームサービスを記載する。
10. ゲートキーパーは、主要プラットフォームサービスが指定決定に含められた時点から、6 カ月以内に第 5 条、第 6 条、第 7 条で定められた義務を遵守しなければならない。

#### 第4条 ゲートキーパーの地位の見直し

- 欧州委員会は、指定の根拠となった状況が大きく変わった場合、あるいは根拠となった情報が、不完全、不正確、誤解を招くものであった場合には、ゲートキーパーの指定決定を見直し、再検討、修正、取り消すことができる。
- 欧州委員会は、少なくとも 3 年ごとに、ゲートキーパーが第 3 条第 1 項の基準を満たしているかどうか検討し、指定の根拠となった状況が変わっている場合、ゲートキーパーの指定決定を確認、修正、取り消す決定を採択する。
- 欧州委員会は、第 III 章の規定を遵守しなければならないゲートキーパーと主要プラットフォームサービスのリストを継続的に公表する。

### (3) 第 III 章 競争を制限するあるいは不公平なゲートキーパーの行為

#### 第5条 ゲートキーパーの義務

1. ゲートキーパーは、第 3 条 (9) で定める指定決定に記載された主要プラットフォームサービスそれぞれについて、本条で定めるすべての義務を遵守しなければならない。
2. エンドユーザーに特定の選択肢が提示され、GDPR 第 4 条 (11) (同意の定義)、および第 7 条 (同意の条件) の意味する同意が得られた場合を除き、次を行ってはならない。
  - (a) オンライン広告サービスを提供する目的で、ゲートキーパーの主要プラットフォームサービスを利用するサードパーティのサービスを利用するエンドユーザーの個人データを処理すること。
  - (b) 主要プラットフォームサービスからの個人データを、その他の主要プラットフォームサービスからの個人データ、ゲートキーパーが提供するその他のサービスからの個人データ、サードパーティのサービスからの個人データと組み合わせること。

- (c) 主要プラットフォームサービスからの個人データを、他の主要プラットフォームサービスを含む、ゲートキーパーによって別個に提供される他のサービスとの間で相互使用すること、および、別個に提供される他のサービスからの個人データを主要プラットフォームサービスとの間で相互使用すること。
- (d) 個人データを組み合わせる目的で、ゲートキーパーの他のサービスにエンドユーザーをサインインさせること。
  - エンドユーザーが同意を拒否したり、撤回したりした場合、ゲートキーパーは、同じ目的の同意の要求を1年間に1回以上、繰り返してはならない。
  - 本項による禁止は、GDPR第6条(1)で合法と認められている、(c) 法令遵守、(d) データ主体あるいは他の自然人の重要な利益を保護、(e) 公益のため、データコントローラーに与えられた公権力の行使のために実行される行為、のために必要なデータ処理をゲートキーパーが行うことを妨げない。
- 3. ビジネスユーザーが、サードパーティのオンライン仲介サービス、または自らの直接オンライン販売経路を通じて、ゲートキーパーのオンライン仲介サービスを通じて提供される価格、条件とは異なる価格、条件で、エンドユーザーに同じ製品またはサービスを提供することを、妨げてはならない。
- 4. ビジネスユーザーが、主要プラットフォームサービスあるいは他の経路を通じて取得したエンドユーザーに、異なる条件のオファーを含む、広告宣伝を行うことを無料で認めなければならない。また、ゲートキーパーの主要プラットフォームサービスを利用するか否かに関わらず、そのようなエンドユーザーと契約を結ぶことを無料で認めなければならない。
- 5. エンドユーザーが、主要プラットフォームサービス外で取得した場合でも、ビジネスユーザーのソフトウェアアプリケーションを使用して、主要プラットフォームサービスを通して、コンテンツ、サブスクリプション等にアクセスすることや利用することを、認めなければならない。
- 6. ビジネスユーザーまたはエンドユーザーが、ゲートキーパーの行為に関して、EU法または加盟国法に違反していると、加盟国裁判所を含む公的機関に訴えることを、直接間接に防止、制限してはならない。ただし、本項は、ビジネスユーザーとゲートキーパーが、合法的な苦情処理メカニズムの利用条件を契約に定める権利を妨げるものではない。
- 7. ビジネスユーザーが、ゲートキーパーの主要プラットフォームサービスを利用してサービスを提供する際に、ゲートキーパーの認証サービス、ウェブブラウザエンジン、支払いサービス、アプリ内支払いシステムのような支払いサービスの提供をサポートする技術サービスを、エンドユーザーが利用すること、ビジネスユーザーが、利用、提供、相互運用することを要

求してはならない。

8. ビジネスユーザーあるいはエンドユーザーに対し、追加の主要プラットフォームサービスに加入、登録することを、ゲートキーパーの指定決定に含まれている主要プラットフォームサービスの利用、アクセス、登録の条件として求めてはならない。本項で、追加して加入、登録をすることを禁止される主要プラットフォームサービスとは、ゲートキーパーの指定決定に含まれている主要プラットフォームサービスと、第3条(2)(b)のしきい値(EU域内の月間実質エンドユーザー数が4,500万人以上で、年間1万社以上のEU域内に設立された実質ビジネスユーザー数)を満たす主要プラットフォームサービスである。
9. 広告主の要求に応じて、ゲートキーパーが提供するオンライン広告サービスを利用する各広告主、または広告主によって承認された第三者に対し、広告主によって出された各広告に関する以下の情報を、無料で毎日提供しなければならない。
  - (a) ゲートキーパーが提供するオンライン広告サービスのそれぞれについて、控除額や追加額を含めた、その広告主が支払った価格と手数料。
  - (b) 控除額や追加額を含めた、ウェブサイト持ち主など、広告スペースを所有するパブリッシャー(publisher)が受け取る報酬。ただし、パブリッシャーの同意が必要。
  - (c) 価格、手数料、報酬それぞれの計算方法。
10. パブリッシャーの要求に応じて、ゲートキーパーが提供するオンライン広告サービスを利用する各パブリッシャー、またはパブリッシャーが承認した第三者に、パブリッシャーの広告スペースに表示される各広告に関する以下の情報を、無料で毎日提供しなければならない。
  - (a) ゲートキーパーが提供するオンライン広告サービスのそれぞれについて、控除額や追加額を含めた、そのパブリッシャーが受け取った報酬と支払った手数料。
  - (b) 控除額や追加額を含めた、広告主が支払った価格。ただし、広告主の同意が必要。
  - (c) 価格と報酬それぞれの計算方法。

第6条 第8条で定められた欧州委員会との対話の中で、各ゲートキーパーの状況に応じて、実施方法を特定することが可能なゲートキーパーの義務

1. ゲートキーパーは、第3条(9)で定める指定決定に記載された主要プラットフォームサービスそれぞれについて、本条で定めるすべての義務を遵守しなければならない。
2. ビジネスユーザーの顧客によって、生成あるいは提供されたデータを含む、ビジネスユーザーが、主要プラットフォームサービス、あるいは、主要プラットフォームサービスと共に提供されたサービスの利用を通じて、生成、提供した、公開されていないデータを、ビジネスユーザーと競合して利用

してはならない。

3. ゲートキーパーのオペレーティングシステム上のソフトウェアアプリケーションを、エンドユーザーがアンインストールすることを認めるとともに、容易にアンインストールをすることを、技術的に可能にしなければならない。ただし、オペレーティングシステムまたは機器の機能に不可欠であり、サードパーティが単独で提供することが技術的にできない場合に、ゲートキーパーが、アンインストールを制限することを妨げない。

ゲートキーパーが提供する製品またはサービスにエンドユーザーを誘導する、ゲートキーパーのオペレーティングシステム、仮想アシスタント、ウェブブラウザのデフォルト設定を、エンドユーザーが容易に変更することを、技術的に可能にしなければならない。

4. ゲートキーパーのオペレーティングシステムを使用または相互運用するサードパーティ製ソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアのインストールおよび効果的な使用を許可し、技術的に可能にしなければならない。また、そのゲートキーパーの主要プラットフォームサービス以外の方法でこれらのソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアにアクセスできるようにしなければならない。

該当する場合、ダウンロードされたサードパーティ製ソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアが、ダウンロードしたソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアをデフォルトとして設定するかどうか、エンドユーザーに判断を求めることを妨げてはならない。

ダウンロードしたソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアを、デフォルトとして設定したエンドユーザーが、その変更を簡単に実行できるように技術的に可能にしなければならない。

ただし、エンドユーザーがサードパーティ製ソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアに関連して、セキュリティを効果的にするために、ゲートキーパーが、デフォルトの設定以外の手段、設定を適用することは、厳密に必要かつ適切である場合、妨げられない。

5. 表示順序などのランク付けおよび関連するインデックス（検索エンジンなどが、インターネット上のリンクをたどって、ウェブサイトを巡回し、ウェブページ上の情報を分類すること）とクロール（検索エンジンなどが、同様に、ウェブページ上の情報を収集すること）において、ゲートキーパー自身が提供するサービス、製品を、サードパーティの同様のサービス、製品よりも有利に扱ってはならない。ゲートキーパーは、透明、公平、差別のない条件をランク付けに適用しなければならない。
6. エンドユーザーのインターネットアクセスサービスの選択を含め、ゲートキーパーの主要プラットフォームサービスを使用してアクセスされるさま

- ざまなソフトウェアアプリケーションおよびサービス間の、エンドユーザーによる切り替えを、技術的またはその他の方法で制限してはならない。
7. サービス事業者とハードウェア事業者に対し、ハードウェアおよびソフトウェア機能への実質的な相互運用性と相互運用を目的としたアクセスを、ゲートキーパーによって提供されるサービスやハードウェアに対するのと同様に、無料で認めなければならない。ただし、ゲートキーパーによって提供されるオペレーティングシステム、仮想アシスタント、ハードウェア、ソフトウェア等の一体性が、相互運用性によって損なわれることを防止するために必要な措置を取ることは認められる。
  8. 広告主とパブリッシャー、および承認された第三者に対し、要求に応じ、無料で、ゲートキーパーのパフォーマンス測定ツールへのアクセスと、広告主、パブリッシャーが独自の検証を行うために、必要なデータを提供しなければならない。
  9. エンドユーザーおよびエンドユーザーによって承認された第三者に、エンドユーザーによって提供されたデータまたはエンドユーザーのアクティビティを通じて生成されたデータのポータビリティを、要求に応じて、無料で、提供しなければならない。
  10. ビジネスユーザーおよびビジネスユーザーによって承認された第三者に、要求に応じて、無料で、個人情報を含む、ビジネスユーザーあるいはビジネスユーザーの製品、サービスを利用するエンドユーザーが、主要プラットフォームサービスと関連サービスを利用することで、提供あるいは生成したデータの、集計データおよび非集計データへの効果的、高品質、継続的かつリアルタイムのアクセスを提供し、利用を認めなければならない。ただし、個人データに関しては、エンドユーザーが利用したことと直接関連するもので、エンドユーザーが、そのようなデータの共有に同意した場合に限られる。
  11. オンライン検索エンジンのサードパーティ事業者に対し、その要求に応じて、エンドユーザーが実行した、無料および有料検索に関連するランク付け、検索語句、クリック、表示データへの、公正、合理的、非差別的な条件でのアクセスを提供しなければならない。なお個人データとなる検索語句、クリック、表示データは、匿名化されなければならない。
  12. 第 3 条 (9) の指定決定に記載されているソフトウェアアプリケーションストア、オンライン検索エンジン、オンラインソーシャルネットワークワーキングサービスについて、ビジネスユーザーに対し、公正、合理的、非差別的なアクセスの条件を公開し、適用しなければならない。
  13. 主要プラットフォームサービスの提供終了に際し、不均衡な条件を課してはならず、過度の困難なしに終了条件を満たせるようにしなければならない。

第7条 番号によらない対人通信サービスの互換性に関するゲートキーパーの義務

1. ゲートキーパーが、第3条(9)で定める指定決定に記載されている番号によらない対人通信サービスを提供する場合、要求に応じ、無料で、必要な技術的インターフェイス等を提供することにより、その番号によらない対人通信サービスの基本機能を、EU域内で提供される別の番号によらない対人通信サービスと相互運用を可能にしなければならない。
2. 次の基本機能を、自らのエンドユーザーに提供している場合、相互運用を可能にしなければならない。
  - (a) 指定決定記載時点：2人の個人間のテキストメッセージの送受信、画像、音声メッセージ、ビデオ、添付ファイルの個人間の共有。
  - (b) 指定から2年以内：複数の個人からなるグループ内でのテキストメッセージの送受信、画像、音声メッセージ、ビデオ、添付ファイルの、グループチャットと個人間の共有。
  - (c) 指定から4年以内：2人の個人間の音声通話、2人の個人間のビデオ通話、グループチャットと個人間の音声通話、グループチャットと個人間のビデオ通話。
3. ゲートキーパーが自らのエンドユーザーに提供する、エンドツーエンドの暗号化を含む、セキュリティレベルは、相互運用可能なサービス全体で維持されなければならない。

#### 第8条 ゲートキーパーの義務の遵守

1. ゲートキーパーは、本規則の第5条、第6条、第7条に定められた義務の遵守を保証し、実証しなければならない。
2. 欧州委員会は、独自の判断で、または下記第3項によるゲートキーパーの要請により、第20条で定める手続きを開始することができ、第6条、第7条の義務遵守を当該ゲートキーパーが実施するための措置を特定した施行法を採択することができる。そのような施行法は、手続き開始から6カ月以内に採択されなければならない。ただし、第13条の回避防止に関わる手続きを独自の判断イニシアチブで開始する場合、第5条、第6条、第7条に定められた義務に関わる措置とすることができる。
3. ゲートキーパーは、そのゲートキーパーが第6条および第7条の義務を遵守するために実施する予定、または実施した措置が、ゲートキーパーの特定の状況において、その義務の目的を達成するのに有効であるかどうかを判断するプロセスに関与するよう欧州委員会に要請することができる。

#### 第9条 一時的停止

ゲートキーパーが、第3条(9)に基づく指定決定に記載されている主要プラットフォームサービスについて、ゲートキーパーのコントロールできない例外的な状況のために、第5条、第6条、第7条で定められた特定の義務を遵守することで、EU域内における事業の経済的存続可能性が危険にさらされることを、理由と共に示した場合、欧州委員会は、要請された特定の義務の全部または一部を例外的に一時停止するという決定を定める実施法令（一時停止決定）

を採択することができる。

#### 第10条 公衆衛生、公安を理由とした適用除外

欧州委員会は、ゲートキーパーによる利用を記載した要請に基づいて、または独自の判断で、第3条(9)に基づく指定決定に記載されている主要プラットフォームサービスに関連して、そのゲートキーパーに対し、第5条、第6条、第7条で定められた特定の義務の全部または一部の適用を免除する施行法（適用除外決定）を採択することができる。適用除外は、公衆衛生または公安を理由としてのみ認められる。欧州委員会は、要求を受領後3カ月以内に適用除外決定を採択しなければならない。

#### 第11条 報告

ゲートキーパーと指定された後、6カ月以内に、第5条、第6条、第7条で定められた義務を遵守するために実施した措置を詳細かつ透明性のある方法で説明する報告書を、欧州委員会に提出しなければならない。ゲートキーパーは、同じ期限内に、機密情報を含まない報告書の要約を公開するとともに、欧州委員会に提供しなければならない。ゲートキーパーは、報告書と機密情報を含まない要約を少なくとも年1回更新しなければならない。

#### 第12条 ゲートキーパーの義務の更新

欧州委員会は、第5条および第6条で定められた義務に関し、本規則を補足する委任法令を採択する権限が認められている。委任法令は、第19条で定める市場調査の結果判明した、主要プラットフォームサービスの競争を制限する行為、または不公平な行為に対処するために、第5条および第6条で定められた義務を最新の状態に保つ必要性に基づくものとする。

#### 第13条 回避防止

ゲートキーパーが、第5条、第6条、第7条で定められたいずれかの義務を回避しようとする場合、欧州委員会は、第20条に基づく手続きを開始し、ゲートキーパーが実施しなければならない措置を定めた実施法令を採択できる。

#### 第14条 合併買収に関する通知義務

ゲートキーパーは、合併買収の対象が、デジタル分野で主要プラットフォームサービス、その他のサービスを提供するか、データの収集を可能にする場合、EUの合併規則あるいは加盟国法に基づく通知の対象になるかどうかに関わらず、欧州委員会に通知しなければならない。

#### 第15条 監査義務

ゲートキーパーと指定された後、6カ月以内に、指定決定に記載されている主要プラットフォームサービスに適用されている、消費者のプロファイリングのための技術について、独立監査済みの説明を欧州委員会に提出しなければならない。欧州委員会は、その監査済みの説明を欧州データ保護会議（European Data Protection Board）に送達する。

### (4) 第IV章 市場調査

#### 第16条 市場調査の開始

欧州委員会が、第 17 条、第 18 条、第 19 条に基づく決定の採択を可能にする目的で、市場調査 (market investigation) を実施する場合、市場調査を開始する決定を採択しなければならない。ただし欧州委員会は、決定以前に、調査権を行使することが可能である。

#### 第17条 ゲートキーパー指定に関する市場調査

欧州委員会は、主要プラットフォームサービスを提供する事業者が、第 3 条 (8) に従ってゲートキーパーとして指定されるべきか、あるいは第 3 条 (9) に従って指定決定に記載される主要プラットフォームサービスを特定するために、市場調査を行うことができる。

#### 第18条 組織的な違反に対する市場調査

- 欧州委員会は、特定のゲートキーパーが組織的な違反 (systematic non-compliance) を行なっているかを調査する目的で、市場調査を行うことができる。
- 市場調査により、ゲートキーパーが第 5 条、第 6 条、第 7 条で定められた義務を組織的に侵害し、第 3 条 (1) の基準に鑑みて、ゲートキーパーの地位を維持、強化、拡大したことが示された場合、欧州委員会は、本規則の効果的な遵守を確保するために、必要かつ相応な、行動的問題解消措置あるいは構造的問題解消措置を、ゲートキーパーに課す実施法令を採択することができる。
- 組織的な違反に対する措置には、組織的違反による影響のある、主要プラットフォームサービス、デジタル分野で提供されるその他サービス、あるいはデータの収集を可能にする分野において、当該ゲートキーパーによる合併買収を、一時的に禁止することが含まれる。
- 欧州委員会が、組織的な違反に対する市場調査開始決定採択前の 8 年間に、当該ゲートキーパーの主要プラットフォームサービスのいずれかに関連して、第 29 条に基づく違反決定を 3 回以上採択した場合、組織的な違反を行なったとみなされる。

#### 第19条 新たなサービス、新たな行為に対する市場調査

欧州委員会は、デジタル分野におけるサービスに関して、第 2 条 (2) で定める主要プラットフォームサービスのリストに追加する必要があるかどうかを検討するため、あるいは、本規則が効果的に対処できない不公平な行為や、主要プラットフォームサービスの競争を制限する行為を検知する目的で、市場調査を行うことができる。

### (5) 第 V 章 調査、執行、監視に関わる権限

本章では、調査、執行、監視に関わる欧州委員会の権限、手続きを定めている。多くの規定が、デジタルサービス法と類似した内容になっているため、第 20 条、第 30 条、第 31 条を除き、各条のタイトルのみを記す。

#### 第20条 手続きの開始

欧州委員会が、第 8 条、第 29 条、第 30 条に基づく決定の採択を可能性にする

目的で、手続を開始することを意図する場合、手続を開始する決定を採択しなければならない。ただし欧州委員会は、決定以前に、調査権を行使することが可能である。

第21条 情報提供の要請

第22条 尋問や記録を取る権限

第23条 立入検査を行う権限

第24条 仮処分

第25条 コミットメント（約束）

第26条 義務と措置の監視

第27条 第三者からの情報

第28条 法令遵守機能

第29条 コンプライアンス違反

第30条 制裁金

- コンプライアンス違反の決定の中で、欧州委員会は、当該ゲートキーパーが故意または過失により違反を行なった場合、当該ゲートキーパーの前会計年度の全世界年間売上高の10%を超えない制裁金を課することができることを定めている。また、コンプライアンス違反決定から8年以内に、同じ主要プラットフォームサービスに関して、第5条、第6条、第7条の義務に関わる同一のあるいは類似の違反を行なった場合、欧州委員会は、当該ゲートキーパーの前会計年度の全世界年間売上高の20%までの制裁金を課することができることを定めている。
- ゲートキーパーを含む企業、企業の団体などが、故意または過失により、次のことを行なった場合、当該企業あるいは企業の団体に対して、前会計年度の全世界売上高の1%を超えない制裁金を課することができることを定めている。
  - (a) ゲートキーパー指定を評価するための情報を期限内に提出しなかった、あるいは不正確、不完全、誤解を招く情報を提出した。
  - (b) 第3条(3)のしきい値を全て満たした場合の欧州委員会への通知を行わなかった。
  - (c) 第14条で定める合併買収の際の通知を行わなかった、あるいは不正確、不完全、誤解を招く情報を提出した。
  - (d) 第15条で定める、独立監査済みの説明を提出しなかった、あるいは不正確、不完全、誤解を招く情報を提出した。
  - (e) 第21条で定めるデータ、アルゴリズム等へのアクセス、説明を提供しなかった。
  - (f) 第21条(3)で定める情報提供の要請に期限内に回答しなかった。第21条で定める情報提供、あるいは第22条で定める尋問で、不正確、不完全、誤解を招く情報を提供した。
  - (g) 第23条で定める立入検査で、提供された不正確、不完全、誤解を招く情

報を、期限内に修正しなかった。

(h) 第 23 条で定める立入検査の忌避。

(i) 第 26 条で定める欧州委員会の取った措置への遵守違反。

(j) 第 28 条で定めるコンプライアンス機能を導入しなかった。

(k) 第 34 条で定める欧州委員会のファイルにアクセスする際の条件違反。

#### 第31条 履行強制金の支払い

欧州委員会は、ゲートキーパーを含む企業、企業の団体などに対し、次のことを強制するために、前会計年度の 1 日あたりの全世界売上高の平均の 5%を超えない金額を、決定によって指定された日付から 1 日ごとに賦課する決定を採択することができることを定めている。

(a) 第 8 条 (2) で定める決定で定められた措置の遵守。

(b) 第 18 条 (1) で定める決定の遵守。

(c) 第 21 条で定められた決定による情報要請に対し、期限内に正確で完全な情報を提供すること。

(d) 第 21 条で定めるデータ、アルゴリズム等へのアクセスと説明の提供。

(e) 第 23 条で定める、決定に基づく立入検査の受入。

(f) 第 24 条で定める仮処分命令の遵守。

(g) 第 25 条 (1) で定められた法的拘束力を持つ約束の遵守。

(h) 第 29 条 (1) で定められたコンプライアンス違反の決定遵守。

#### 第32条 制裁金および履行強制金賦課の時効

#### 第33条 制裁金および履行強制金執行の時効

#### 第34条 意見聴取とファイルへのアクセスの権利

#### 第35条 年次報告書

#### 第36条 職業上の秘密保持

#### 第37条 加盟国当局との協力

#### 第38条 競争法を執行する加盟国当局との協力と調整

#### 第39条 加盟国裁判所との協力

#### 第40条 高級レベルグループ

#### 第41条 調査の要請

#### 第42条 代表訴訟

#### 第43条 違反の通報と通報者の保護

### (6) 第 VI 章 最終規定

本章の内容は、多くの規定が、デジタルサービス法と類似した内容になっているため、以下、第 51-54 条を除き、各条のタイトルのみを記す。

#### 第44条 決定の発表

#### 第45条 EU 司法裁判所による審査

#### 第46条 施行法に関わる規定

#### 第47条 ガイドライン

#### 第48条 標準化

第49条 委任法令の採択

第50条 委員会手続き

第51条 指令（EU）2019/1937（EU 法違反を通報する人の保護についての指令）<sup>14</sup>の修正

EU 法違反を通報する人の保護についての指令の付属書第 1 部（J）（対象となる EU 法のリスト）に本規則が追加される。

第52条 指令（EU）2020/1828（消費者の集団的利益を保護するための代表訴訟についての指令）の修正

消費者の集団的利益を保護するための代表訴訟についての指令の付属書 I（同指令により適用が妨げられない EU 法のリスト）に、本規則が追加される。

第53条 レビュー

2026年5月3日までに、それ以降は3年ごとに、欧州委員会は、本規則を評価する報告書を作成する。

第54条 発効と適用

- 本規則は、EU 官報による公布日から 20 日目に発効する。（公布日：2022年10月12日）
- 本規則は、2023年5月2日から適用される。ただし、
- 第3条（6）（7） ゲートキーパーと見なされる定量的しきい値の方法論に関する委任法令の採択・修正、第40条 高級レベルグループ、第46条 施行法に関わる規定、第47条 ガイドライン、第48条 標準化、第49条 委任法令の採択、第50条 委員会手続きは、2022年11月1日から適用される。
- 第42条 代表訴訟、第43条 違反の通報と通報者の保護は、2023年6月25日から適用される。

---

<sup>14</sup> Directive (EU) 2019/1937 of the European Parliament and of the Council of 23 October 2019 on the protection of persons who report breaches of Union law <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/1937/oj>

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220023>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 欧州ロシア CIS 課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5569  
E-mail：ORD@jetro.go.jp